



2019年 手續要覽



2019年 手続要覧

「手続要覧」の目的は、ロータリーのリーダーの役割と関連のある定款・細則とその他の規定文書を提供することです。手続要覧は、3年に1度、規定審議会の開催後に発行され、各ロータリークラブとロータリーの役員に電子文書で提供されます。RI定款やその他の組織規定を含め、本要覧の意味や解釈について疑義が生じた場合は、英語版が正文となります。

手続要覧には以下の組織規定文書が収められています。

- RI定款
- RI細則
- 標準ロータリークラブ定款
- 推奨ロータリークラブ細則
- 国際ロータリーのロータリー財団細則

ロータリーの方針と手続きは、ロータリーウェブサイトよりダウンロードできる[ロータリー章典](#)および[ロータリー財団章典](#)でもご確認いただけます。これらの文書は、理事会および管理委員会の各会合後に改訂されます。

方針に関するご質問は、クラブ・地区支援担当職員 (rotary.org/ja/cds) にお問い合わせください。

著作権 © 2019年国際ロータリー
One Rotary Center
1560 Sherman Avenue
Evanston, IL 60201-3698 USA

国際ロータリーがすべての権利を保有します。

目次

1	ロータリーの基本理念.....	2
2	ロータリーの戦略計画.....	6
3	国際ロータリー定款.....	8
4	国際ロータリー細則.....	13
5	標準ロータリークラブ定款.....	48
6	推奨ロータリークラブ細則.....	56
7	国際ロータリーのロータリー財団細則.....	60

参照文献について

手続要覧の参照文献には以下が含まれる。

[ロータリー章典*](https://my.rotary/ja/learning-reference/policies-procedures/governance-documents) 現行の理事会方針の概要。以下のウェブサイトから入手可能。
my.rotary/ja/learning-reference/policies-procedures/governance-documents

[ロータリー財団章典*](https://my.rotary/ja/learning-reference/policies-procedures/governance-documents) 現行の管理委員会方針の概要。以下のウェブサイトから入手可能。
my.rotary/ja/learning-reference/policies-procedures/governance-documents

国際ロータリー定款 (RI定款) 本要覧に掲載。

国際ロータリー細則 (RI細則) 本要覧に掲載。

標準ロータリークラブ定款 本要覧に掲載。

00-00規定審議会あるいはRI国際大会からの立法案。最初の数字は立法案が採択された審議会またはRI国際大会の年度、次の数字は採択された立法案の番号。例えば、80-102は、1980年規定審議会で採択された立法案番号102を示している。

*注記: RI理事会およびロータリー財団管理委員会は年に数回会合するため、理事会および管理委員会の方針は変更される。従って、最新の情報は、Rotary.orgの[組織規定のページ](#)から現行のロータリー章典およびロータリー財団章典を参照のこと。

1 ロータリーの基本理念

ロータリアンが一体となり、スキルと情熱をもって地域社会に変化をもたらしてきたロータリーの100年以上の実績は、世界中のロータリアンの誇りを高めてきた。ロータリークラブと地区は、ロータリーの使命を遂行し、ロータリーが受け継いできた職業人精神と奉仕の歴史を理解するために、ロータリーのガバナンス（組織統治）に関する資料に加え、ロータリーの基本理念と価値声明に通ずるべきである。以下は、ロータリアンおよびロータリークラブがロータリーへの関与と参加の意欲を高めるために用いる価値声明と理念である。

社会奉仕に関する1923年の声明

次の声明は1923年国際大会で採択され、以後の国際大会で改正されたものである。これは、その歴史的価値から手続要覧に含まれている（ロータリー章典8.040.1.）。

ロータリーにおいて社会奉仕とは、ロータリアンのすべてがその個人生活、事業生活、および社会生活に奉仕の理念を適用することを奨励、育成することである。

この奉仕の理念の適用を実行することについては、多くのクラブが会員による奉仕にその機会を与えるものとして、さまざまな社会奉仕活動を進めてきている。以下に掲げる諸原則は、ロータリアンおよびロータリークラブの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すものとして適切であり、また管理に役立つものであることを認め、これを採用するものである。

- 1) ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕—「超私の奉仕」—の哲学であり、これは、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という実践的な倫理原則に基づくものである。
- 2) 本来ロータリークラブは、事業および専門職務に携わる人および地域社会のリーダーの代表として、ロータリーの奉仕の哲学を受け入れ、次の四つのことを実行することを目指している人々の集まりである。

まず第1に、奉仕の理論が職業および人生における成功と幸福の真の基礎であることを団体に学ぶこと。第2に、自分たちのあいだにおいても、また地域社会に対しても、その実際例を団体に示すこと。第3に、各人が個人としてこの理論をそれぞれの職業および日常生活において実践に移すこと。そして第4に、個人として、また団体としても大いにこの教を説き、その実例を示すことによって、ロータリアンだけでなく、ロータリアン以外のすべての人々が、理論的にも実践的にも、これを受け入れるように励ますことである。

- 3) RIは次の目的のために存在する団体である。
 - a) ロータリーの奉仕の理念の擁護、育成および全世界への普及。
 - b) ロータリークラブの設立、激励、援助および運営の管理。
 - c) 一種の情報交換所として、各クラブの問題を研究し、また、強制でなく有益な助言を与えることによって各クラブの運営方法の標準化を図り、社会奉仕活動についても、既に広く多くのクラブによってその価値が実証されており、RI定款に掲げられているロータリーの目的の趣旨にかなう、これを乱すような恐れのない社会奉仕活動によってのみ、その標準化を図ること。
- 4) 奉仕するものは行動しなければならない。従って、ロータリーとは単なる心構えのことをいうのではなく、また、ロータリーの哲学も単に主観的なものであってはならず、それを客観的な行動に表さなければならない。そして、ロータリアン個人もロータリークラブも、奉仕の理論を実践に移さなければならない。そこで、ロータリークラブの団体的行動は次のような条件の下に行うように勧められている。いずれのロータリークラブも、毎年度、何か一つの主だった社会奉仕活動を、それらなるべく毎年度異なる活動を後援することが望ましい。この奉仕活動は、地域社会が本当に必要としているものに基づいたものであり、かつ、クラブ会員の一致した協力を必要とするものでなければならない。これは、クラブ会員の地域社会における個々の奉仕を奨励するためにクラブが継続的に実施しているプログラムとは別に行われるべきものとする。
- 5) 各ロータリークラブは、クラブとして関心があり、またその地域社会に適した社会奉仕活動を自主的に選ぶことについて絶対的な権利をもっている。しかし、いかなるクラブも、ロータリーの目的を無視したり、ロータリークラブ結成の本来の目的を危うくするような社会奉仕活動を行ってはならない。そしてRIは、一般的な奉仕活動を研究し、標準化し、推進し、これに関する有益な示唆を与えることはあっても、どんなクラブのどんな社会奉仕活動にせよ、それを絶対に禁じるべきではない。
- 6) 個々のロータリークラブの社会奉仕活動の選択を律する規定は別に設けられていないが、これに関する指針として以下の準則が推奨されている。

- a) ロータリーの会員の数には限りがあるので、ロータリークラブは、市民全体の積極的な支持なくしては成功しえないような広範囲の社会奉仕活動は、他に地域社会全体のために発言し、行動する適切な市民団体などの存在しない土地の場合に限り、これを行うこととすべきであり、商工会議所のある土地では、ロータリークラブはその仕事の邪魔をしたり、横取りをしたりすることのないようにしなければならない。しかし、ロータリアンとしては、奉仕を誓い、その理念の教えを受けた個人として、その土地の商工会議所の会員となって活動すべきであり、また、その土地の市民として、他の善良な市民と一緒に、広くすべての社会奉仕活動に関与し、その能力の許す限り、金銭や仕事の上でその分を果たすべきである。
- b) 一般的に言って、ロータリークラブは、どんな立派な事業であっても、クラブがその遂行に対する責任の全部または一部を負う用意と意思のない限り、その後援をしてはならない。
- c) ロータリークラブが奉仕活動を選ぶ場合に宣伝をその主たる目標としてはならないが、ロータリーの影響力を拡大する一つの方法として、クラブが立派に遂行した有益な事業については正しい広報が行われるべきである。
- d) ロータリークラブは、仕事の重複を避けるようにする必要があり、総じて、他に機関があり、それによって既に立派に行われている事業に乗り出すようなことをしてはならない。
- e) ロータリークラブの奉仕活動は、なるべく現存の機関に協力する形で行うことが望ましいが、現存機関の設備や能力が目的の遂行に不十分である場合には、必要に応じ、新たに機関を設けることにしても差し支えない。ロータリークラブとしては、新たに重複した機関をつくるよりも、現存の機関を活用することのほうが望ましい。
- f) ロータリークラブはそのすべての活動において、宣伝者として優れた働きをし、多大の成功を収めている。ロータリークラブは地域社会に存在する問題を見つけ出すことはしても、それがその地域社会全体の責任にかかわるものである場合には、単独でそれに手を下すようなことはしないで、他の人々にその解決の必要を悟らせる努力をし、地域社会全体にその責任を自覚させて、この仕事がロータリーだけの責任にならないで、本来その責任のある地域社会全体の仕事になるようにしている。また、ロータリーは、事業を始めたか、指導したりするが、一方、当然それに関心をもっていると考えられるほかのすべての団体の協力を得るように努力すべきであり、そして、当然ロータリークラブに帰すべき功績であっても、それに対する自分のほうの力を最小限度に評価して、そのすべてを協力者の手柄にするようにしなければならない。
- g) クラブがひと固まりとなって行動するだけで足りるような事業よりも、広くすべてのロータリアンの個々の力を動員するものがロータリーの精神によりかなっていると言える。それは、ロータリークラブでの社会奉仕活動は、ロータリークラブの会員に奉仕の訓練を施すために考えられたいわば研究室の実験としてのみこれを見るべきであるからである（ロータリー章典8.040.1、23-34、26-6、36-15、51-9、66-49、10-165）。

社会奉仕に関する声明

1992年規定審議会は、社会奉仕に関する次の声明を採択した。

ロータリーの社会奉仕とは、ロータリアン一人ひとりの個人生活、事業生活、社会生活に奉仕の理念を適用することを奨励、育成することである。

この奉仕の理念の適用を実行することについては、各ロータリークラブが多彩な社会奉仕活動を開発して、会員に奉仕活動の輝かしい機会を与えてきた。ロータリアンの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すために、その原則は次のようにまとめられる。

社会奉仕は、ロータリアン一人ひとりが「超我の奉仕」を実証する機会である。地域に住む人々の生活の質を高め、公共のために奉仕することは、すべてのロータリアン個人にとっても、またロータリークラブにとっても献身に値することであり、社会的責務でもある。

この精神に立脚して、各クラブに対し次のように勧奨する。

- 1) 地域社会における奉仕の機会を定期的に調査し、各クラブ会員に地域のニーズを検討させること。
- 2) 社会奉仕プロジェクトを実施するに当たっては、会員の得意とする職業上の能力や趣味の力を生かすこと。
- 3) どのようにささやかであっても、あらゆる社会奉仕活動が重要であると認識した上で、地域のニーズを汲み、地域内のクラブの立場や力量を考慮してプロジェクトを始めること。
- 4) 各種社会奉仕活動を秩序立てるために、ロータリークラブが提唱するインターアクトクラブ、ローターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、そのほかのグループと緊密に協力すること。
- 5) 国際レベルのロータリープログラムと活動を通じて社会奉仕プロジェクトを強化する機会を確認すること。
- 6) 社会奉仕プロジェクトの実行に当たっては、望ましく、また、実現可能な限り、必要とされる資金や人材の提供までも含めて、地域社会にも参加を求めること。
- 7) 社会奉仕の目標を達成するために、RIの方針に沿ってほかの団体と協力すること。
- 8) 社会奉仕プロジェクトが一般社会の人々に十分認められるようにすること。

- 9) 社会奉仕活動においてほかの団体の協同参加を促進する触媒としての役割を果たすこと。
- 10) もしそれが適当であるならば、公共組織、奉仕団体、そのほかの諸団体に、継続中のプロジェクトを委譲すること。そうすれば、ロータリークラブは新プロジェクトに携わることが可能となる。

RIは、ロータリークラブの連合体として、社会奉仕のニーズや活動を伝え、広め、かつロータリーの目的を推進し、参加を望むロータリアンやロータリークラブ、地区の力を結集すれば役立つと思われるプログラムやプロジェクトを適宜、提案する責務を負っている（ロータリー章典8.040.2.、92-286）。

四つのテスト

言行はこれに照らしてから

- 1) 真実かどうか
- 2) みんなに公平か
- 3) 好意と友情を深めるか
- 4) みんなのためになるかどうか

四つのテストは、1932年にロータリアンのハーバート J. テイラー（後の国際ロータリー会長）により考案された（ロータリー章典34.070.）。*

ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること（RI定款第4条、標準ロータリークラブ定款第5条）。

五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実際的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである（標準ロータリークラブ定款第6条）。

*複製と使用

四つのテストを複製あるいは使用する唯一の目的は、人間関係における道徳的水準の向上を図り、それを維持することであるべきである。また、四つのテストは、販売や利益目的の広告に複製してはならない。しかし、四つのテストの方針に沿って真摯な姿勢で運営していることを示すため、会社、団体、機関の便箋やそのほかの印刷物にこれを使用することはできる。四つのテストの複製はすべて上記の形式で複製しなければならない。

青少年と接する際の行動規範に関する声明

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある（ロータリー章典2.120.1）。

国際ロータリーの標語

「超我の奉仕」(Service Above Self) および「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」(One Profits Most Who Serves Best) が、ロータリーの公式標語である。「超我の奉仕」がロータリーの第一標語である（ロータリー章典34.080.、50-11、51-9、89-145、01-678、04-271、10-165）。

国際ロータリーの使命

国際ロータリーの使命は、職業人と地域社会のリーダーのネットワークを通じて、人びとに奉仕し、高潔さを奨励し、世界理解、親善、平和を推進することである（ロータリー章典26.010.1）。

ロータリー財団の使命

ロータリー財団の使命は、ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすることである（ロータリー財団章典10.020.）。

2 ロータリーの戦略計画

ロータリーのビジョン声明

私たちは、世界で、地域社会で、そして自分自身の中で、持続可能な良い変化を生むために、人びとが手を取り合って行動する世界を目指しています。

1905年にロータリーが設立されて以来、個人的、職業的なつながりを築き、人びとのニーズに応じて奉仕することがロータリーの中核となってきた。世界中のクラブでこのような経験ができることは、ロータリーの強さの証である。

ポリオ根絶を成し遂げようとしている今、ロータリーは次なる挑戦への構えができています。より多くの人を結びつけ、より大きなインパクトをもたらす、世界中で持続可能な変化を生むための新たなビジョンの実現に向けて前進する時が来ている。

今日の世界は、ロータリーが誕生した1905年の世界とは異なる。人口構成は変わり、変化の速度は増し、テクノロジーによってネットワークと奉仕のための新しい機会が生まれている。しかし、変わらないこともある。それは、親睦、高潔性、多様性、奉仕、リーダーシップ、つまりロータリーを定義する価値観に対するニーズである。ロータリーの新しい計画によって、私たちは過去を称えながら未来を受け入れていくことができる。

国際ロータリーとロータリー財団のビジョンを実現するため、今後5年間のロータリーの活動の指針となる4つの優先事項が定められた。

より大きなインパクトをもたらす

ロータリーは、人びとの生活をより良くするための変化をもたらそうと努力している。ロータリー会員は、幅広い奉仕活動でボランティアとなり、資金リソースを捧げているが、今後は活動の結果と成果をより効果的に図っていく。ロータリーは、プログラムに力を注ぎ、持続的な影響を実証することによって、入会者、協力団体、寄付者にとって魅力ある団体であり続けることができる。

目的

- ポリオを根絶し、残された遺産を活用する
- プログラムおよび提供する体験に焦点を当てる
- 活動成果を挙げ、それを測る能力を高める

参加者の基盤を広げる

人びとは、世界に変化をもたらす、人間関係を築く方法を求めている。私たちは、人びとが求めていることをロータリーで見つけられるよう、どのように手助けできるか。その答えは、より多くの人や組織が参加できるユニークな機会を創り出すことである。クラブは、これからもずっと大切である。その一方で、全世界に会員基盤を広げるために、より多くの参加者をロータリーに迎え入れる画期的なモデルをもって現在の構造を拡大し、一体となって行動できる意義ある方法を提供していく。

目的

- 会員基盤と参加者の基盤を広げ、多様化する
- ロータリーへの新しい経路を創り出す
- ロータリーの開放性とアピール力を高める
- 活動成果とブランドに対する認知を築く

参加者の積極的なかわりを促す

今日の変わりゆく世界でクラブが直面している課題を認識し、ロータリーは、会員の参加と維持を促すような経験をクラブが提供できるよう支援する。会員に経験と価値を提供できるようクラブを支援することで、ともに奉仕し、人間関係を広げ、より満足のいく経験をロータリーで得られる機会を、ロータリアンや他の参加者に提供することができる。

目的

- クラブが会員の積極的参加を促せるよう支援する
- 価値を提供するため、参加者中心のアプローチを開発する
- 個人的／職業的なつながりを築くための新たな機会を提供する
- リーダーシップ育成およびスキル研修の機会を提供する

適応力を高める

ロータリーのビジョンを達成し、変わりゆく世界の傾向に追いつくため、構造と文化を進化させなければならない。私たちは、すべての参加者を効率よく、柔軟に、効果的に支援できるような運営とガバナンスの構造を築く。

目的

- 研究と革新、および進んでリスクを負うことへの意思を奨励する文化を築く
- ガバナンス、構造、プロセスを合理化する
- 意思決定におけるより多様な考え方を育むために、ガバナンスを見直す

ロータリーの戦略計画に関するこのほかの情報は、ロータリーの[ウェブサイト](#)を参照のこと。

3 国際ロータリー定款

条	題目	頁
1	定義.....	9
2	名称および性格.....	9
3	RIの目的.....	9
4	ロータリーの目的.....	9
5	会員.....	9
6	理事会.....	10
7	役員.....	10
8	管理.....	10
9	国際大会.....	10
10	規定審議会.....	11
11	会費.....	11
12	財団.....	11
13	会員の称号と徽章.....	11
14	細則.....	11
15	解釈の仕方.....	11
16	改正.....	11

解釈の仕方:

RI定款および細則、標準クラブ定款、推奨ロータリークラブ細則の全部にわたり、次の解釈原則が適用されるものとする。
「shall」、「is」、「are」という単語は「義務」を意味し、「may」、「should」という単語は「任意」を意味するものである（国際ロータリー定款第15条より）。

国際ロータリー定款

第1条 定義

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1. 理事会： | RI理事会 |
| 2. クラブ： | ロータリークラブ |
| 3. ガバナー： | ロータリー地区のガバナー |
| 4. 会員： | 名誉会員以外のロータリークラブ会員 |
| 5. RI： | 国際ロータリー |
| 6. ローターアクトクラブ： | 若い成人のクラブ |
| 7. ローターアクター： | ローターアクトクラブの会員 |
| 8. 年度： | 7月1日に始まる12カ月間 |

第2条 名称および性格

本組織体の名称は国際ロータリーとする。RIは全世界のロータリークラブおよびローターアクトクラブの連合体である。

第3条 RIの目的

RIの目的は次の通りである。

- (a) ロータリーの目的を推進するようなプログラムや活動を追求しているクラブ、ローターアクトクラブ、RI地区を支援すること。
- (b) 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、管理すること。
- (c) RIの活動を調整し、全般的にこれを指導すること。

第4条 ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を实践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第5条 会員

第1節 — 構成。 RIの会員は、本定款および細則に定められた義務をたゆまず遂行するクラブおよびローターアクトクラブをもって構成されるものとする。

第2節 — クラブの構成。

- (a) クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、職業および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。上記に加え、以上のいずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地域内、もしくはその周辺地域にあること。クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外へ移転する会員は、理事会が承認し、さらに同課員がクラブ身分のすべての条件を引き続き満たしている場合、その会員身分を保持できる。
- (b) 各クラブは、一事業、一専門職務、一職業、一種類の社会奉仕、またはその他の職業分類に偏らないバランスの取れた会員構成を有するものとする。
- (c) RI細則は、ロータリークラブの会員種類を正会員および名誉会員と呼ぶと規定し、その各々に対する資格条件を定めるものとする。
- (d) 「クラブ」という語が不穏当な意味を持つ国々のクラブまたはローターアクトクラブは、RI理事会の承認を得れば、名称にクラブという語を使う義務はない。

第3節 — ローターアクトクラブの構成。ローターアクトクラブは、理事会により定められた通りにローターアクターにより構成されるものとする。

第4節 — 定款および細則の承認。RI加盟認証状を与えられ、これを受理したクラブおよびローターアクトクラブは、すべて、それによって本定款とRI細則ならびにその改正規定を受諾し、承認し、法律に反しない限り、万事これによって拘束され、それらの規定を忠実に順守することを承諾する。

第5節 — 例外。本定款もしくはRI細則の諸規定または標準クラブ定款にかかわらず、理事会は、試験的プロジェクトとして、クラブの定款の諸規定がRI定款または細則に合致しないクラブの加盟を承認し、または再編成を許可することができる。この種のクラブは、1,000クラブまでとする。このような試験的プロジェクトの実施機関は、6年を上限とする。このような試験的プロジェクトが完了した後、RIに加盟または再編成の許可を得たすべてのクラブの定款は、その時点で有効な標準クラブ定款とするものとする。

第6条 理事会

第1節 — 構成。理事会の定員は19名とする。RI会長は理事会のメンバーであり、その議長となるものとする。RI会長エレクトは、理事会のメンバーとする。17名の理事は細則の規定に従って指名され、選挙されるものとする。

第2節 — 権限。本定款および細則、1986年イリノイ州非営利財団法およびその後の改正に従って、RIの業務ならびに資金は理事会の理事と管理の下に置かれるものとする。RIの資金に関する指示と管理を執行するに当たり、理事会は、細則の規定によって定められた予算に従って、1会計年度中にその経常収入とRI準備金から、RIの目的達成のために必要な額を支援することができる。理事会は、準備金からの支出を必要とした特別な事情について次の国際大会に報告するものとする。理事会は、いかなる場合も、その時点におけるRIの純資産を超える負債を生じさせてはならないものとする。

第3節 — 幹事。RIの事務総長は理事会の幹事を務めるが、理事会の議事について投票権を持たないものとする。

第7条 役員

第1節 — 名称。RIの役員は、会長、会長エレクト、副会長、財務長、その他の理事、事務総長、地区ガバナー、ならびに、グレートブリテンおよびアイルランド内RIの会長、直前会長、副会長、名誉会計とする。

第2節 — 選挙の方法。RIの役員は細則の定めるところに従って指名され、選挙されるものとする。

第8条 管理

第1節 —グレートブリテン、アイルランド、チャンネル諸島およびマン島に所在するクラブは、RIの管理上の地域単位を形成するものとし、これを「グレートブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー」と呼ぶものとする。グレートブリテンおよびアイルランド内RIの権限、目的および職務は、RI規定審議会によって承認されたグレートブリテンおよびアイルランドないRIの定款の条項ならびにRIの定款および細則に定められえちるところに従うものとする。

第2節 —クラブの管理は理事会の総括的管理の下にあるものとし、次に示す直接管理の諸形式の中のいずれかの形式を併せ用いるものとする。これら直接管理の諸形式は、常に本定款および細則の規定に準拠するものとする。

- (a) 理事会によるクラブの管理。
- (b) 正式に設立された地区における、ガバナーによるクラブの監督。
- (c) 理事会が適切と考えかつ規定審議会が承認した方式による管理。
- (d) グレートブリテンおよびアイルランド内RIによる、グレートブリテン、アイルランド、チャンネル諸島、マン島にあるクラブの監督。

第3節 —ローターアクトクラブの管理は、理事会による一般的監督の下、もしくは理事会が定めるその他の監督の下で行われるものとする。

第4節 —RIおよびクラブは、ロータリー組織の運営を迅速にし、経済効率を上げるために、業務をコンピュータ化するよう奨励されている。

第9条 国際大会

第1節 — 時期および場所。RIの国際大会は、理事会の決定する時と場所において会計年度の最後の3か月中に開催されるものとする。ただし、十分な理由があるときは、理事会はこれを変更することができる。

第2節 — 臨時国際大会。非常事態発生の場合、会長は理事会総員過半数の同意の下に、臨時国際大会を招集することができる。

第3節 — 代表。

- (a) すべての国際大会において、各クラブは少なくとも1名の代議員をもってクラブを代表させる権利を持つ。会員数が50名を超えるクラブは、50名ごとに1名、端数が26名以上の場合、さらに1名の追加代議員をもって代表させる権利を持つ。こ

の目的のために、代議員数は、国際大会直前の12月31日現在におけるそのクラブの会員数に基づいて決定されるものとする。クラブはそのクラブの持つ1票または2票以上の票を投じる権限を1名の代議員に委ねることができる。

(b) 各クラブは、RIの国際大会に代議員としてそのクラブの会員、または委任状による代理者を送り、国際大会の決定に付せられた各提案に対して投票する義務を負う。

第4節 — 特別代議員。 RI役員および元会長で、現在も会員としてクラブに籍を有する者は、特別代議員とする。

第5節 — 選挙人および投票。 正規の信任状を持つ代議員、委任状による代理者、および特別代議員が国際大会の選挙体を構成し、これを選挙人と称する。投票は細則の定めに従って行われなければならない。

第10条 規定審議会

第1節 — 目的。 規定審議会がRIの立法機関を成すものとする。

第2節 — 時期および場所。 規定審議会は3年に1度、4月、5月、6月のいずれかの月、できれば4月に招集されるものとする。その時期と場所については理事会がこれを決定する。ただし、理事会全体の3分の2の賛成票で決定されるような、財政的その他のやむを得ざる理由を除き、規定審議会は国際ロータリー世界本部の近隣地域において開催されるものとする。

第3節 — 手続。 審議会は、正規の手続によって提出されたすべての立法案の審議および決定に当たるものとし、その決定は、RI細則の規定通りにクラブが行動を取る以外に、これを覆すことができないものとする。

第4節 — 議員。 審議会の議員については細則の規定による。

第5節 — 立法案を採択するための臨時会合。 理事会は、全理事の90パーセントの投票で、規定審議会の臨時会合を招集することができる。理事会は、会合の時と場所を決め、その趣旨を明らかにする。会合は、理事会が提案した立法案のみを審議、決定することができる。会合で審議される立法案は、RI組織規定の各所の提出締切日や手続に拘束されないが、時間の許す限り、こうした手続を守るものとする。会合の決定は、以後、本条第3節に規定するようにクラブが行動を取る以外に、これを覆すことができないものとする。

第11条 会費

各クラブおよびローターアクトクラブは半年ごと、あるいは理事会により定められたほかの期日に、RI人頭分担金を納付するものとする。

第12条 財団

第1節 — RIの財団は、RI細則の規定に従って設立、運営されるものとする。

第2節 — RIが受領したすべての贈与、不動産遺贈、または金銭や財産の遺贈、財産から生じる収入の遺贈、RIの余剰資金は、国際大会の承認を受け、財団の財産となるものとする。

第13条 会員の称号と徽章

第1節 — 正会員。 クラブの各正会員はロータリアンとして認められ、RIの徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与えられるものとする。

第2節 — 名誉会員。 クラブの各名誉会員は、名誉ロータリアンとして認められ、クラブの名誉会員としての身分を持っている間は、RIの徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与えられるものとする。

第3節 — ローターアクト会員。 ローターアクトクラブの各正会員は、ローターアクターとして認められ、ローターアクトの徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与えられるものとする。

第14条 細則

規定審議会は、RI管理のために、本定款のほかに、本定款に反しない細則規定を採択し、また、改正することができるものとする。

第15条 解釈の仕方

RI定款および細則、標準クラブ定款の全部にわたり、次の解釈原則が適用されるものとする。「shall」、「is」、「are」という単語は「義務」を意味し、「may」、「should」という単語は「任意」を意味するものである。男性代名詞 (he, his, him) または女性代名詞 (she, her) のいずれも他の性をも含むものとする。「郵便」、「郵送」および「郵便投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール (Eメール) およびインターネットテクノロジーの活用が含まれるものとする。

第16条 改正

第1節 — 状況。 本定款は、規定審議会において、出席し、かつ投票を行う者の投票の3分の2によって改正できる。

第2節 — 提案者。 本定款の改正はクラブ、地区大会、グレートブリテンおよびアイルランド内RIの審議会または大会、規定審議会、または細則に定められている手続に従って理事会によってのみ提案することができる。

4 国際ロータリー細則

条	題目	頁
1	定義.....	13
2	国際ロータリーの加盟申請.....	13
3	RI脱会、加盟停止、または加盟の終結.....	14
4	クラブの会員身分.....	15
5	理事会.....	16
6	役員.....	18
7	規定審議会.....	19
8	決議審議会.....	21
9	審議会の構成と手続.....	22
10	会長の指名と選挙.....	26
11	理事の指名と選挙.....	29
12	ガバナーの指名と選挙.....	32
13	選挙の実施と審査.....	35
14	管理上の集団と管理上の地域単位.....	36
15	地区.....	36
16	ガバナー.....	39
17	委員会.....	40
18	財務事項.....	42
19	名称と徽章.....	44
20	その他の会合.....	44
21	機関雑誌.....	45
22	ロータリー財団.....	46
23	補償.....	46
24	仲裁および調停.....	46
25	改正.....	47

解釈の仕方:

RI定款および細則、標準クラブ定款、推奨ロータリークラブ細則の全部にわたり、次の解釈原則が適用されるものとする。
「shall」、「is」、「are」という単語は「義務」を意味し、「may」、「should」という単語は「任意」を意味するものである（国際ロータリー定款第15条より）。

国際ロータリー細則

第1条 定義

- | | |
|----------------|------------------------------------|
| 1. 理事会： | 国際ロータリー理事会 |
| 2. クラブ： | ロータリークラブ |
| 3. 組織規定： | RI定款・細則と標準ロータリークラブ定款 |
| 4. ガバナー： | ロータリー地区のガバナー |
| 5. 会員： | 名誉会員以外のロータリークラブ会員 |
| 6. RI： | 国際ロータリー (Rotary International) |
| 7. RIBI： | グレートブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーという管理上の地域 |
| 8. ローターアクトクラブ： | 若い成人のクラブ |
| 9. ローターアクター： | ローターアクトクラブの会員 |
| 10. 衛星クラブ： | 潜在的クラブ。その会員は、スポンサークラブの会員でもある。 |
| 11. TRF： | ロータリー財団 (The Rotary Foundation) |
| 12. 書面： | 文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。 |
| 13. 年度： | 7月1日に始まる12カ月間 |

暫定的規定

2019年規定審議会で採択された修正案が、審議会制定案19-72に従い、理事会が適切と判断した方法で施行されるものとする。

第2条 国際ロータリーの加盟申請

- 2.010. RIへの加盟申請
- 2.020. クラブの所在地
- 2.030. 標準ロータリークラブ定款
- 2.040. 標準ローターアクトクラブ定款
- 2.050. 喫煙
- 2.060. クラブの合併

2.010. RIへの加盟申請

RIに加盟するには、クラブまたはローターアクトクラブが理事会に対して加盟申請をする。加盟申請書には、理事会が定める加盟金を添付するものとする。加盟は、理事会が承認した時点で有効となる。

2.010.1. 新クラブ

新クラブは少なくとも20名の創立会員を有するものとする。

2.020. クラブの所在地

一つ以上のクラブが存在する地域にクラブを結成してもよい。主にオンラインで活動をするクラブの所在地は、全世界とするか、または、クラブ理事会が決定する通りとするものとする。

2.030. 標準ロータリークラブ定款

すべてのクラブは、今後のあらゆる改正を含め、標準クラブ定款を採用するものとする。

2.030.1. 標準クラブ定款の改正

クラブは、組織規定に述べられている方法で標準クラブ定款を改正できる。改正は、自動的にクラブ定款の一部となる。

2.030.2. 1922年6月6日より前に加盟したクラブ

1922年6月6日より前に加盟したクラブは、標準クラブ定款を採用するものとする。ただし、1990年よりも前に理事会に提出された異なる規定を維持することができる。異なる規定はそのクラブの定款の補遺規定とし、現行の標準クラブ定款に近づけることを目的とする場合に限り、改正できる。

2.030.3. 標準クラブ定款への例外

出席している理事会メンバーの3分の2の賛成により、理事会は、その土地の法令および慣習、または特殊な事情によって必要とされ、RI定款・細則と矛盾しない標準クラブ定款への例外を承認できる。

2.040. 標準ローターアクトクラブ定款

理事会は、標準ローターアクトクラブ定款を作成するものとし、かつこれを改正できる。すべてのローターアクトクラブは、標準ローターアクトクラブ定款を採用するものとする。改正は、自動的にローターアクトクラブ定款の一部となる。

2.040.1. 標準ローターアクトクラブ定款への例外

出席している理事会メンバーの3分の2の賛成により、理事会は、その土地の法令および慣習、または特殊な事情によって必要とされ、RI定款・細則と矛盾しない限り、ローターアクトクラブ定款への例外を承認できる。

2.050. 喫煙

会員ならびに来賓は、会合およびその他のロータリーの行事中に喫煙すべきではない。

2.060. クラブの合併

同一地区内の二つ以上のクラブは、RIに対する金銭上およびその他の義務を各クラブが果たしており、理事会が合併を承認した場合、自主的に合併できる。合併の申請には、それぞれのクラブが合併に合意した証明書を添付するものとする。一つまたは複数の他のクラブと同じ所在地域内に、合併したクラブを結成できる。理事会は、合併したクラブが、合併するいずれかのクラブの名称、加盟日、徽章、およびその他のRIの記章を保持することを許可できる。

第3条 RI脱会、加盟停止、または加盟の終結

3.010. クラブまたはローターアクトクラブのRI脱会

3.020. 理事会によるクラブまたはローターアクトクラブの懲戒、加盟停止、または終結

3.030. 加盟が停止されたクラブまたはローターアクトクラブの権利

3.040. 加盟が終結されたクラブまたはローターアクトクラブの権利

3.050. クラブの再結成

3.010. クラブまたはローターアクトクラブのRI脱会

クラブまたはローターアクトクラブは、RIに対する金銭上およびその他の義務をすべて果たし、理事会の承認を得た上で、RIから脱会できる。脱会は、理事会が承認した時点で有効となる。

3.020. 理事会によるクラブまたはローターアクトクラブの懲戒、加盟停止、または終結

3.020.1. 加盟停止または終結

理事会は、以下のクラブまたはローターアクトクラブの加盟を停止または終結することができる。

- (a) 会費またはRIに対するその他の金銭的義務または義務づけられた地区賦課金の支払を怠った。
- (b) TRFの資金を不正に使用した会員またはローターアクター、またはTRFの資金管理方針に違反した会員またはローターアクターを有している。
- (c) 組織規定文書に定められたあらゆる改善措置を講じる前に、RIまたはTRF（理事、管理委員、役員、代理人、職員を含む）を相手に訴訟を起こしたり、訴訟を継続したりした。または、そのような訴訟を起こしたり、訴訟を継続したりした会員またはローターアクターを有している。
- (d) ロータリー関係の青少年プログラムと関連して、会員またはローターアクターに対する青少年保護のいかなる申し立てにも適切に対処することを怠った。

3.020.2. 会員変更の報告不履行による加盟停止

理事会は、期限までに会員の変更をRIに報告しなかったクラブの加盟を停止することができる。

3.020.3. 機能の喪失による終結

理事会は、機能を停止し、または例会を定期的に行わず、その他の機能を遂行できなくなったクラブまたはローターアクトクラブを終結することができる。ただし、終結の事情に関する報告書の提出をガバナーに要請した後に限る。

3.020.4. 会員の不足による終結

会員数が6名未満となったクラブは、ガバナーの要請により、理事会がそのクラブを終結することができる。

3.020.5. しかるべき理由による懲戒、加盟停止、または終結

理事会は、しかるべき理由がある場合、クラブまたはローターアクトクラブに聴聞の機会を与えた後に限り、そのクラブまたはローターアクトクラブを懲戒処分、加盟停止、または終結できる。聴聞の行われる少なくとも30日前までに、理事会は、そのクラブまたはローターアクトクラブの会長および幹事に、問責内容およびこれに関する聴聞の時間、場所、方法を通知するものとする。聴聞会において、クラブまたはローターアクトクラブは弁護士を自己の代理人とすることができる。ガバナー、またはそのガバナーにより選ばれたバスタガバナーは、地区の経費により出席できる。聴聞の後、理事会は、

- (a) 多数決をもって、クラブまたはローターアクトクラブを懲戒もしくは加盟停止処分に付すことができる。または、
- (b) 全会一致をもって、クラブまたはローターアクトクラブを終結することができる。

3.020.6. 加盟停止期間

理事会は、以下の場合に、加盟停止となっていたクラブまたはローターアクトクラブの加盟権を復帰させるものとする。

- (a) 会費またはRIに対するその他の金銭的義務を全額支払った、または義務づけられた地区賦課金を全額支払った。
- (b) TRFの資金を不正に使用したり、TRFの方針に違反した会員の会員身分を終結した。
- (c) ロータリー関係の青少年プログラムと関連して、会員またはローターアクターに対するすべての青少年保護の申し立てに適切に対処した。
- (d) 加盟停止に至ったすべての問題が解決された。

加盟停止の原因が6カ月以内に改善されなかった場合、理事会はそのクラブまたはローターアクトクラブを終結するものとする。

3.030. 加盟が停止されたクラブまたはローターアクトクラブの権利

加盟停止中、クラブまたはローターアクトクラブは、細則によるいかなる権利も持たず、RI定款による権利のみを保持する。

3.040. 加盟が終結されたクラブまたはローターアクトクラブの権利

加盟が終結されたクラブまたはローターアクトクラブは、RIの名称、徽章その他の記章を使用しないものとし、RIの財産に対する所有権を一切持たないものとする。加盟終結されたクラブまたはローターアクトクラブは、加盟認証状をRIに返還するものとする。

3.050. クラブの再結成

理事会は、加盟金またはRIに対する負債の支払いを条件として、加盟終結されたクラブの再結成、または同じエリア内における新クラブの結成を許可することができる。

第4条 クラブの会員身分

4.010. 会員の種類

4.020. 正会員

4.030. 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン

4.040. 二重会員の禁止

4.050. 名誉会員

4.060. ローターアクトクラブの会員

4.070. 会員の多様性

4.080. 出席報告

4.090. 他クラブへの出席

4.100. 会員身分に関する規定の例外

4.010. 会員の種類

クラブは、正会員と名誉会員の2種類の会員種類をもつことができる。

4.020. 正会員

RI定款第5条第2節にある資格条件を有する者を、正会員として選ぶことができる。

4.030. 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン

会員または元クラブは、移籍会員または元会員の入会を推薦することができる。他のクラブに対して負債がある候補者はクラブへの入会資格がない。元会員を入会させたいと望むクラブは、未納金は一切ない旨を記したその候補者の元クラブからの文書を提出するよう、本人に要求するものとする。移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員としての入会には、転入先のクラブが、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったこと、また、同会員がそのクラブに負債があるかどうかを記した確認文書を受理することを条件とする。30日以内にこの文書が提供されなかった場合、当該会員はかつての所属クラブに対して負債がないと見なされる。

4.040. 二重会員の禁止

いかなる会員も、同時に以下に該当しないものとする。

- (a) 当該クラブが設ける衛星クラブを除き、複数のクラブに同時に所属する。
- (b) 同一のクラブにおいて名誉会員の資格を保持する。

4.050. 名誉会員

クラブは、クラブ理事会が定めた期間における名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は、

- (a) 会費の納入を免除されるものとする。
- (b) 投票権を持たないものとする。
- (c) クラブのいかなる役職にも就かないものとする。

(d) 職業分類を持たないものとする。

(e) クラブのあらゆる会合に出席でき、クラブのその他のあらゆる特権を享受できるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特権も認められないものとする。例外として、ロータリアンの来賓としてではなく訪問する権利がある。

ロータリーの理念推進のために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの目的を支援したことでロータリーの友人であるとなされた人を名誉会員に選ぶことができる。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員の身分を保持できる。

4.060. ローターアクトクラブの会員

ローターアクトクラブは、理事会により定められた通り、若い成人により構成されるものとする。

4.070. 会員の多様性

各クラブとローターアクトクラブは、多様性を推進するような均衡のとれた会員構成を構築するよう努めるものとする。いかなるクラブも、RIにいつ加盟したかに関係なく、いかなる方法においても、ジェンダー、人種、皮膚の色、信条、国籍、または性的指向により入会を制約すること、もしくはRI定款または細則により明白に認められていない入会の条件を課すことはできない。本節の規定に反する会員資格のいかなる規定または条件も無効であり、効力はもたない。

4.080. 出席報告

各クラブは、各月の最終例会後15日以内に、そのクラブの例会における月次出席報告をガバナーに提出するものとする。無地区クラブの場合には、出席報告を事務総長に提出するものとする。

4.090. 他クラブへの出席

ロータリアンは、他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席できる。ただし、正当な理由で会員身分が終結された会員は、元クラブまたは元クラブの衛星クラブの例会に出席することはできない。

4.100. 会員身分に関する規定の例外

クラブは、本細則の第4.010.節および第4.030.節～第4.050.節に一致せず、これらの節に優先する規定を採択できる。

第5条 理事会

5.010. 理事会の任務

5.020. 理事会の決定および議事録の公表

5.030. 理事会の決定に対する提訴

5.040. 役員および委員会委員の解任

5.050. RI会合

5.060. 理事会の会合

5.070. 執行委員会

5.080. 理事の任期と資格条件

5.090. 理事の任務遂行不能

5.100. 理事の空席

5.010. 理事会の任務

5.010.1. 目的

理事会は、RIの目的の推進、ロータリーの目的の達成、ロータリーの基本原則の研究と教育、ロータリーの理念、倫理、および特質の維持と全世界への拡大という目的のために必要なあらゆることを行う義務を負う。

5.010.2. 権限

理事会は、次の方法によってRIの業務を指示・管理する。

(a) 組織の方針を定める。

(b) 事務総長による方針実施の評価を行う。

(c) RIのすべての役員、役員エレクト、役員ノミニー、委員会に対する総括的管理および監督を行う。

(d) 定款、細則、1986年イリノイ州非営利団体会法、およびその後の改正によって与えられた権限を行使する。

5.010.3. 戦略計画

理事会は、戦略計画を採択し、各規定審議会で報告するものとする。各理事は、自分が選出されたゾーンおよび組み合わせられたゾーンにおける戦略計画の実施を監督するものとする。

5.020. 理事会の決定および議事録の公表

理事会の議事録と決定は、各理事会後または決定後60日以内にRIのウェブサイトで公表されるものとする。公式議事録に添付されるすべての補遺資料は、理事会が機密または極秘とみなすものを除き、ロータリアンが要請すれば入手できるものとする。

理事は、自分のゾーンおよび交互に理事が選出されるもう一方のゾーン/組み合わせられたゾーンに対し、理事会の決定と活動について定期的に報告するものとする。

5.030. 理事会の決定に対する提訴

理事会の決定は、理事会が定める規定の下、規定審議会の代表議員に対してのみ提訴できる。いかなるクラブも、少なくとも24の他クラブの同意を得て、理事会の決定後4カ月以内に書面によって事務総長に提訴できる。同意しているクラブの少なくとも半数は、別の地区内のクラブでなければならない。提訴は、クラブ例会で採択され、クラブ会長と幹事が証した決議書によって行われるものとする。事務総長は、受理後90日以内に審議会議員の投票を実施するものとする。代表議員に問われるのは、理事会の決定を維持すべきかどうかということだけである。ただし、次に予定された規定審議会開催の前3カ月以内に事務総長が提訴を受理した場合、提訴は、理事会決定を維持すべきかどうかを決定するために規定審議会に提出されるものとする。

5.040. 役員および委員会委員の解任

理事会は、然るべき理由がある場合に、聴聞を行った後で、役員、役員エレクト、役員ノミネー、委員を罷免することができる。聴聞の行われる少なくとも60日前に、理事会は、問責内容および聴聞会の時間、場所、方法を含む通知を、直接もしくは他の迅速な通信手段によって、罷免聴聞にかけられる人に届けるものとする。罷免聴聞にかけられる人は、聴聞において、弁護士を代理人とすることができる。その人を罷免するには、理事会全員の3分の2の投票を必要とする。また、理事会は、第16.060.節の権限も行使することができる。

5.050. RI会合

国際大会、国際協議会、規定審議会を計画するにあたり、理事会は、ロータリアンまたはローターアクターが国籍だけを理由に参加できないことのないよう、あらゆる努力を払うものとする。

5.050.1. 年次国際大会

RI定款に従い、理事会は年次国際大会の時間、場所、料金を決定し、あらゆる準備手配を行うものとする。会長は議長となるものとし、他の者を議長として任命することもできる。会長は、必要に応じて、信任状委員会、投票委員会、およびその他の委員会を任命することができる。理事会は、代議員による代表制について、RI定款第9条第3節、第4節、第5節の規定を満たす投票手続きを採用するものとする。

5.060. 理事会の会合

5.060.1. 頻度、通知、および方法

理事会の会合は、各年度に少なくとも2回開くことを条件として、理事会が決定する時間、場所、方法において開くか、もしくは会長の招集によって開くものとする。必要としない場合を除き、30日前までに、事務総長は全理事に会合を通知する。公式会合および理事の参加は、直接出席、テレカンファレンス、インターネット、およびその他の通信設備によって行うことができる。理事会は、会合を開かずに、書面による全員の同意をもって議事を処理することができる。会長ノミネーは、理事会会合において、投票権を持たない出席者となるものとする。

5.060.2. 定足数

RI定款または細則がより多くの投票を義務づける場合を除き、理事会メンバーの過半数を定足数とする。

5.060.3. 年度の最初の会合

次期理事会は、年次国際大会の終了直後に、次期会長が定める時、場所、および方法で開催される。この会合における決定事項が効力を発するには、7月1日以後に、理事会会合で、または第5.060.1.項に述べられている方法によって批准されなければならない。

5.070. 執行委員会

理事会は、職権上の委員を含め5～7名の委員により構成される執行委員会を任命できる。執行委員会は、事務総長の業績評価を少なくとも年に1度行い、その結果を理事会に報告するものとする。理事会は、会合と会合の中間にあたる期間、決定を行う権限を執行委員会に委任できるが、RIの確立された方針の範囲内にある事項に限られる。理事会が定める執行委員会の職務権限は、本節の規定に反しないものとする。

5.080. 理事の任期と資格条件

5.080.1. 任期

理事は、選挙された年の翌年の7月1日に始まる2年間、またはその後継者が選挙されるまで在任する。

5.080.2. 資格要件

候補者は、理事として推薦される以前にガバナーとして全任期を務めた者でなければならない（理事会がこれより短い在職でも十分であると認めた場合を除く）。また、候補者がガバナーを務めてから少なくとも3年が経過していなければならない。候補者は、推薦される前の36カ月間に、少なくとも2回のロータリー研究会と1回の国際大会に出席しているものとする。理事として、

細則の定める全期間または理事会の定める期間を務めた人は、会長または会長エレクトとなる場合を除き、再度理事になることはできない。

5.090. 理事の任務遂行不能

理事会のメンバーがその任務を遂行できない身体的状態になった場合、そのメンバーは、理事会の4分の3の票をもって、直ちにその職を失うものとする。

5.100. 理事の空席

いかなる理由にせよ、理事に空席が生じた場合、理事会は、理事が選出された時に選ばれた補欠を選出するものとし、この補欠が残存期間を務める。いかなる理由にせよ、補欠が任務を果たせない場合、その他の理事会メンバーが、空席の生じた当該ゾーン（あるいはゾーン内のセクション）から、次の理事会において、もしくは会長が設定した方法によって、理事を選出するものとする。

第6条 役員

6.010. 国際大会における役員の選挙

6.020. 役員の任務

6.030. 副会長と財務長の選出

6.040. 事務総長の選挙と任期

6.050. 役員の資格条件

6.060. 役員の任期

6.070. 会長の空席

6.080. 会長エレクトの空席

6.090. 副会長または財務長の空席

6.100. 役員の報酬

6.010. 国際大会における役員の選挙

年次国際大会において選挙される役員は、RIの会長、理事、ガバナー、およびRIBIの会長、副会長、名誉会計である。ただし、これらの役員の選出が本細則に従って既に完了していると理事会が判断した場合、選挙は必要ない。

6.020. 役員の任務

6.020.1. 会長

RIの最高役員である会長は、

- (a) 全世界のロータリアンにとって前向きかつ意欲を引き出すリーダーとなる。
- (b) 理事会の議長となり、会合を主宰する。
- (c) RIの第一の代弁者となる。
- (d) すべての国際大会およびRIのほかのすべての国際会合を主宰する。
- (e) 事務総長に助言する。
- (f) 理事会により割り当てられた、さらなる任務と責務を有する。

6.020.2. 会長エレクト

会長に選出された者は、選挙の翌年度に会長エレクトおよび理事会のメンバーとなる。会長エレクトは副会長に選ばれる資格はない。会長または理事会は、会長エレクトに、本細則が規定する任務および理事会のメンバーに伴う任務に加え、その他の任務を託すことができる。

6.020.3. 事務総長

事務総長は、RIの最高経営責任者として、

- (a) 理事会の指示監督の下でのRIの日々の管理に責任を負う。
- (b) 方針の実施、およびRIの財務運営を含むRIの運営と管理について会長と理事会への責任を負う。
- (c) 理事会の方針をロータリアンとクラブに伝える責任を負う。
- (d) 事務局職員の監督に単独で責任を負う。
- (e) 理事会に対して年次報告を行う責任を負う。この報告は、理事会の承認を経た上で、国際大会に提出されるものとする。
- (f) 理事会が要求する金額と契約履行保証をもって、これらの任務の誠実な遂行を誓約する責任を負う。

6.020.4. 財務長

財務長は、

- (a) 事務総長から定期的に財務関連情報を受け取り、RI財務運営について事務総長と協議するものとする。
- (b) 理事会と年次国際大会に適切な報告をする。
- (c) 本細則に規定する任務および理事会のメンバーに伴う任務に加え、会長または理事会からその他の任務を託される場合もある。

6.030. 副会長と財務長の選出

副会長と財務長は、次期会長が理事会の第1回会合で、2年目の理事の中から選任し、7月1日より1年間その職を務める。

6.040. 事務総長の選挙と任期

理事会はロータリアンを事務総長として選出し、その任期は5年を超えない。その選挙は、任期の最終年の3月31日までに、または空席が生じた場合に行われ、理事会が異なる日付を設定しない限り、選挙後の7月1日に新しい任期が始まる。事務総長は再選されることができる。

6.050. 役員の資格条件**6.050.1. 一般**

各役員は、クラブの瑕疵なき会員であるものとする。選挙で選ばれる役員は、事務総長の役職を除き、クラブ、地区、またはRIの職員であってはならない。

6.050.2. 会長

RI会長候補者は、会長職に指名される前にRI理事として任期の全期を務めた者であるものとする。ただし、全期に足りない在職であっても、理事会がこの規定の趣旨に照らして差し支えないものと認めた場合を除く。

6.060. 役員の任期

本細則に別段の規定がある場合を除き、役員は7月1日に任期を開始し、1年またはその後継者が選出されるまで在任する。

6.070. 会長の空席

会長が空席となった場合は、副会長が会長となり、その他の理事会のメンバーの中から新たに副会長を選任する。

6.070.1. 会長と副会長の同時空席

会長と副会長の両役職が同時に空席となった場合、理事会は、そのメンバー（会長エレクト以外のメンバー）の中から会長を選挙し、次にこの会長が副会長を選出するものとする。

6.080. 会長エレクトの空席**6.080.1. 理事会による後任会長エレクトの選出**

何らかの理由で会長エレクトの役職が空席となった場合、理事会は、この会長エレクトが指名委員会によって選出された当時の指名委員会によって検討された候補者の中から、後任会長エレクトを選出するものとする。理事会は、この空席を1カ月以内に埋めるべきである。

6.080.2. 就任直前の空席

国際大会の閉会後、会長に就任する前に会長エレクトが空席になった場合、7月1日に空位になったものとみなし、第 6.070.節に従って補充するものとする。

6.080.3. 空席の不測の事態

本節で予想されていない不測の事態については、会長が手続を決定するものとする。

6.090. 副会長または財務長の空席

副会長または財務長の空席については、会長が、未了の任期を務める者を2年目の理事の中から選ぶものとする。

6.100. 役員の報酬

事務総長は、理事会が定める額の報酬を受ける唯一の役員とする。理事会の経費支弁方針に従って認められている妥当かつ領収書を伴う経費の支払い以外、その他の役員や会長ノミニーに対しては、謝意、謝礼金、これに相当する支払いを含め、一切支払いが行われないものとする。

第7条 規定審議会**7.010. 立法案の種類****7.020. 立法案の提出者****7.030. クラブ提出の立法案を地区で承認**

- 7.040. 趣旨と効果の声明
- 7.050. 制定案と見解表明案の締切日
- 7.060. 正規の手続で提出された制定案、欠陥のある制定案と見解表明案
- 7.070. 立法案の審査
- 7.080. 暫定的規定
- 7.090. 審議会の臨時会合

7.010. 立法案の種類

規定審議会は、制定案と見解表明案を審議するものとする。制定案とは、組織規定を改正しようとする立法案である。見解表明案とは、RIの立場を表明しようとする立法案である。

7.020. 立法案の提案者

制定案は、クラブ、地区大会、RIBI審議会または大会、規定審議会、または理事会が提案できる。理事会のみが見解表明案を提案できる。理事会は、TRF管理委員会の事前の承諾なしには、TRFに関連する立法案を提出しないものとする。

7.030. クラブ提出の立法案を地区で承認

クラブが提案する制定案は地区大会、地区立法案検討会、またはRIBI地区審議会において地区の承認を受けなければならない。地区大会、地区立法案検討会、またはRIBI地区審議会に制定案を提出する時間的余裕がない場合、ガバナーの実施するクラブ投票を通じて地区内クラブの票決を求めることができる。すべてのクラブ投票は、第12.050.節の手続にできるだけ沿った形で行うものとする。事務総長に提出される制定案は、承認されたことをガバナーが証するものとする。地区は、1回の規定審議会につき5件より多くの制定案を提出もしくは承認すべきではない。

7.040. 趣旨と効果の声明

すべての立法案は、その立法案が取り上げる課題を特定し、立法案がこの課題をどのように解決するかを300語以内で説明する趣旨と効果の声明を含むものとする。

7.050. 制定案と見解表明案の締切日

事務総長は、規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の12月31日までに、制定案を受理しなければならない。理事会は、緊急性があると判断した制定案を、規定審議会の開催前の12月31日までに提案することができる。理事会は、見解表明案を、審議会の閉会までいつでも提案することができる。

7.060. 正規の手続で提出された制定案、欠陥のある制定案と見解表明案

7.060.1. 正規の手続で提出された制定案

第7.020.節、第7.030.節、第7.040.節、および第7.050.節に準拠していれば、正規の手続で提出された制定案と見なされる。

7.060.2. 欠陥のある制定案

次の場合、制定案は欠陥があると見なされる。

- (a) 二つ以上の異なる意味に解釈できる場合。
- (b) 組織規定の関係個所をすべて改正していない場合。
- (c) 法令に反する場合。
- (d) RI細則またはRI定款に抵触する形で標準ロータリークラブを改正する場合。
- (e) RI定款に抵触する形でRI細則を改正する場合。
- (f) 管理または施行が不可能な場合。

7.060.3. 欠陥のある見解表明案

RIの見解案を言明していない場合、見解表明案は欠陥があると見なされる。

7.070. 立法案の審査

定款細則委員会は、事務総長に提出された立法案を点検し、立法案の趣旨と効果の声明を公開前に承認するものとする。理事会は、委員会に、理事会に代わってすべての立法案を審査し、欠陥があれば提案者にその旨通告し、可能であれば修正を提言する権限を与える。

7.070.1. 同種の立法案

実質的に同種の立法案の場合、理事会は、定款細則委員会に、理事会に代わって、提案者たちに折衷案を提言する権限を与える。提案者たちが折衷案に同意しない場合、委員会は、事務総長に対し、同種の提案の趣旨を表現するような代案を審議会に回付するよう指示できる。折衷案および代案となる立法案は、そのようなものとして指定され、所定の締切日に拘束されない。

7.070.2. 規定審議会に回付されない立法案

立法案が正規の手続で提出されていない、または正規の手続で提出されたが欠陥があると理事会が決定した場合、その立法

案は規定審議会に回付されない。事務総長が提案者にこの旨通告するものとし、提案者は、審議会での立法案を審議するには、代表議員の3分の2の同意を得なければならない。

7.070.3. 立法案に対する修正案

立法案の修正案は、(定款細則委員会を通じて) 理事会によって延期されない限り、審議会が開かれる前の年度の3月31日までに、提案者が事務総長に提出しなければならない。

7.070.4. 立法案の回付

事務総長は、期日通りに提出されたすべての修正案を含め、正規の手続で提出された欠陥のない全立法案を審議会に回付するものとする。

7.070.5. 立法案の公表

事務総長は、審議会の年度の9月30日までに、正規の手続で提出された欠陥のないすべての立法案の写しを、各ガバナーおよび審議会議員に提供する。

7.070.6. 審議会における立法案の審議

規定審議会の直接会合の前に、代表議員は、正規の手続で提出され、審議のため審議会運営委員会によって提示された立法案について、通知を受け、意見する機会を与えられた後で、電子投票をすることができる。この投票は決議審議会の一部とすることができる。制定案に賛成したのが投票権を有する代表議員の20パーセント未満である場合、規定審議会の次回の直接会合で審議されないものとする。制定案に賛成したのが投票権を有する代表議員の80パーセントを超える場合、その制定案は次回の直接会合の同意議題において検討されるものとする。次回の直接会合において、規定審議会は、同意議題、正規の手続で提出されたその他すべての立法案ならびにそれらの修正案を審議して、これに対する決定を行うものとする。

7.080. 暫定的規定

暫定的規定は、適用できなくなった時点で無効となるものとする。

7.090. 審議会の臨時会合

7.090.1. 通知

規定審議会の臨時会合は、RI定款の第10条第5節に従い、理事会が招集することができる。臨時会合とそこで審議する立法案の通知は、開催予定日の30日前までに議員およびガバナーに送付されるものとする。ガバナーは地区内のクラブに通知するものとする。

7.090.2. 制定案の採択

規定審議会の臨時会合で立法案を採択するには、代表議員の3分の2の賛成票が必要とされるものとする。

7.090.3. 手続

通常の規定審議会のために定められた手続が、臨時会合にも適用される。ただし、次の三つは例外とされる。

7.090.3.1. 会合の方法

臨時会合は、直接会合または電子的コミュニケーションを通じて招集することができる。

7.090.3.2. 決定報告

第9.150.1.項に規定される決定報告は、臨時会合終了後7日以内に、各クラブに送信されるものとする

7.090.3.3. 決定に対する反対

クラブが規定審議会臨時会合の決定に反対するには、報告がクラブに送信されてから1カ月以内にその意思表示をしなければならない。

7.090.4. 決定の発効日

クラブがこのような決定に反対の意思表示をする投票が、所定数、提出されなかった場合、規定審議会の臨時会合の決定は、事務総長がクラブに審議会の報告を送付してから1カ月後に効力を発するものとする。所定数のクラブが反対の意思表示をした場合、その決定は、第9.150.節の規定にできる限り沿った形で、クラブの投票にかけられるものとする。

第8条 決議審議会

8.010. 決議審議会の会合

8.020. 決議案

8.030. 決議案の提出者

8.040. クラブ提出の決議案を地区で承認

8.050. 決議審議会で審議される制定案

8.060. 決議案と制定案の締切日

8.070. 正規の手続で提出された決議案、欠陥のある決議案

- 8.080. 決議案と制定案の審査
- 8.090. 審議会に回付されない決議案と制定案
- 8.100. 制定手続
- 8.110. 決議案の採択

8.010. 決議審議会の会合

決議審議会は、正規の手続で提出された決議案を電子的手段によって審議し、決定するために、毎年招集される。

8.020. 決議案

決議案とは、決議審議会の意見の表明である。

8.030. 決議案の提案者

決議案は、クラブ、地区大会、RIBI審議会または大会、および理事会が提案できる。

8.040. クラブ提出の決議案を地区で承認

クラブが提案する決議案は地区大会、地区立法案検討会、RIBI地区審議会、または第12.050.節の手続にできるだけ沿った形でガバナーの実施するクラブ投票によって、地区の承認を受けなければならない。事務総長に提出される決議案は、承認されたことをガバナーが証するものとする。

8.050. 決議審議会で審議される制定案

決議審議会は、規定審議会の特別会合として、理事会が緊急性があると判断し、正規の手続で提出した制定案を審議し、決定を行うものとする。

8.060. 決議案と制定案の締切日

決議審議会の開催の前年度6月30日までに、事務総長が決議案を受理しなければならない。理事会は、決議案を、審議会の閉会までいつでも提案することができる。理事会は、緊急の制定案を、その案件が審議される決議審議会の開催の前年度6月30日までに、事務総長に提出することができる。理事会は、TRF管理委員会の事前の承諾なしには、TRFに関連する立法案を提出しないものとする。

8.070. 正規の手続で提出された決議案、欠陥のある決議案

8.070.1. 正規の手続で提出された決議案

第8.030.節、第8.040.節、および第8.060.節に準拠していれば、正規の手続で提出された決議案と見なされる。

8.070.2. 欠陥のある決議案

次の場合、決議案は欠陥があると見なされる。

- (a) 組織規定の文言と精神に抵触する行為もしくは意見表示を要請する場合。
- (b) 理事会またはTRF管理委員会の裁量の範囲内にある運営または管理にかかわる行為を要請する場合。
- (c) 理事会またはTRF管理委員会によって既に実施されている行為を要請する場合。
- (d) RIのプログラムの範囲内でない場合。

8.080. 決議案と制定案の審査

理事会は、定款細則委員会に、理事会に代わってすべての決議案と制定案を審査し、欠陥があれば、提案者にその旨通告する権限を与える。委員会は、決議案と制定案が正規の手続で提出された欠陥のないものである場合は、理事会に推奨する。

8.090. 審議会に回付されない決議案と制定案

決議案または制定案が正規の手続で提出されていない、または正規の手続で提出されたが欠陥があると理事会が決定した場合、その決議案または制定案は審議会に回付されず、事務総長が提案者にこの旨通告するものとする。

8.100. 制定手続

決議審議会で採択されたすべての制定案について、第7.090.3.2.項から第7.090.4.項までの手続および期限が適用されるものとする。

8.110. 決議案の採択

決議案の採択は、審議会で投票する人の過半数の賛成票を要する。

第9条 審議会の構成と手続

- 9.010. 代表議員
- 9.020. 代表議員の資格条件
- 9.030. 代表議員の任務
- 9.040. 代表議員の任期

- 9.050. 指名委員会による代表議員の選出
- 9.060. 地区大会における代表議員の選挙
- 9.070. クラブ投票による代表議員の選挙
- 9.080. 代表議員の氏名の報告と公表
- 9.090. 代表議員または補欠議員が務めを果たせない場合
- 9.100. 信任状
- 9.110. 審議会役員
- 9.120. 審議会運営委員会
- 9.130. 定足数と投票
- 9.140. 審議会手続
- 9.150. 審議会後の手続

9.010. 代表議員

代表議員は規定審議会および決議審議会の投票権を有する議員である。各地区は、第9.050.節、第9.060.節、および第9.070.節に規定された通り、代表議員1名を選挙する。無地区クラブは、一地区を選び、その地区の代表議員にクラブを代表させるものとする。

9.020. 代表議員の資格条件

各代表議員は、

- (a) 代表する地区内のクラブの会員であるものとする。
- (b) 選挙時に、RI役員として全期務めたことがある者であるものとする。ただし、元役員が地区内で得られないということをガバナーが証明し、RI会長が同意した場合は、ガバナーとして全期務めていないロータリアンやガバナーエレクトを選んでも差し支えない。
- (c) 代表議員の任務と責務を理解し、これを果たすための資格と意思、および能力を持ち備えているものとする。

9.020.1. 被選資格がない

審議会の投票権を有しない議員、およびRI、地区、またはクラブの常勤、有給の職員は、審議会の投票権を有する議員を務めないものとする。

9.030. 代表議員の任務

代表議員は、次の任務を果たすものとする。

- (a) クラブによる制定案と決議案の作成を援助すること。
- (b) 地区大会およびその他の地区会合で、立法案と決議案を討議すること。
- (c) 地区内のロータリアンの意向をよく知っておくこと。
- (d) 審議会に提出された立法案と決議案のすべてを慎重に検討し、審議会に見解を的確に伝えること。
- (e) RIの公正な立法当務者として行動すること。
- (f) 規定審議会の会議に、全会期を通じて出席すること。
- (g) 決議審議会に参加すること。
- (h) 地区内のクラブに、審議会の審議に関する報告をすること。

9.040. 代表議員の任期

代表議員の任期は、選出された年度の翌年度の7月1日に始まる。各代表議員は、3年間、または後任者が選出、証明されるまで任期を務めるものとする。

9.050. 指名委員会による代表議員の選出

代表議員および補欠は、本節の規定に矛盾しない限り、第12.030.節に準拠した指名委員会の手続によって選出されるべきである。地区が指名委員の選出方法を採択できなかった場合、指名委員会は、地区内クラブの会員であり、委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできるすべてのパストガバナーによって構成されるものとする。代表議員の候補者は指名委員会の委員を務めないものとする。代表議員は、規定審議会が開かれる2年前の年度の6月30日までに選出されるものとする。

9.060. 地区大会における代表議員の選挙

9.060.1. 選挙

地区が指名委員会手続を使用しない場合、年次地区大会にて、またRIBIの地区の場合は地区審議会にて、代表議員および補欠を選挙してもよい。選挙は、規定審議会が開かれる2年前の年度の6月30日までに行うものとする。RIBIの地区の場合、規定審議会が開かれる年度の2年前の10月1日を過ぎてから開かれる地区審議会において行われるものとする。

9.060.2. 推薦

クラブは、代表議員を務める意思があり、実際に務めが果たせる者で、審議会議員となる資格のある地区内のクラブ会員を推薦できる。クラブ会長と幹事は、推薦書を作成してこれを証し、ガバナーに提出するものとする。候補者を指名するクラブがこの候補者の所属クラブではない場合、推薦が認められるには、候補者の所属クラブの会長と幹事もこの推薦を証するものとする。

9.060.3. 代表議員の候補者が1名のみ

候補者が1名のみである場合、投票は行わないものとし、ガバナーはその候補者を代表議員として公表し、地区内クラブの資格のある会員を補欠議員に任命するものとする。

9.060.4. 代表議員と補欠議員の選出

地区大会にて過半数の票を得た候補者を規定審議会と決議審議会の代表議員とする。候補者が2名しかいない場合、過半数が得られなかった候補者を補欠とし、代表議員が務めを果たせない場合にのみ、この補欠がその任に就く。投票手続は第12.050.節および第12.050.1.項の規定に従うものとする。

9.070. クラブ投票による代表議員の選挙

9.070.1. クラブ投票の承認

理事会は、地区に対し、代表議員または補欠をクラブ投票によって選ぶことを認めることができる。あるいは、地区大会に出席し投票する選挙人の多数決をもって、代表議員および補欠をクラブ投票によって選出することができる。地区大会で認められた場合、クラブ投票は、地区大会の翌月に実施されるものとする。

9.070.2. 推薦

ガバナーは、代表議員候補者を推薦するよう公式の要請書を地区内のクラブに送付するものとする。クラブ会長と幹事は自らが証した推薦書を作成してガバナーに送付するものとする。候補者を指名するクラブがこの候補者の所属クラブではない場合、候補者の所属クラブの会長と幹事もガバナーに対してこの推薦を証するものとする。すべての推薦書はガバナーの定める期日までにガバナーのもとに届いていなければならない。

9.070.3. クラブ投票による選挙

ガバナーは、有資格の候補者をアルファベット順に載せた投票用紙を各クラブに送付し、クラブ投票を実施するものとする。ガバナーの定めた期日までに、自分の氏名を投票用紙から除外することを要請した候補者は除かれるものとする。クラブの投票数は、第15.050.1.項に規定した計算式によって決定する。ガバナーは、実質的に本項に従って、クラブ投票を実施する委員会を任命することができる。

9.080. 代表議員の氏名の報告と公表

9.080.1. ガバナーにより事務総長に報告

ガバナーは、審議会の代表議員および補欠の氏名を、選出後直ちに事務総長に報告するものとする。

9.080.2. 審議会代表議員の氏名の公表

審議会が招集される少なくとも30日前までに、事務総長は、代表議員全員の氏名を代表議員に公表するものとする。

9.090. 代表議員または補欠議員が務めを果たせない場合

代表議員が務めを果たせない場合、補欠が新たな代表議員となる。補欠が務めを果たせない場合、または補欠が選出されていない場合、ガバナーは、地区内クラブの資格ある会員を新たな代表議員に選出するものとする。

9.100. 信任状

事務総長は代表議員の信任状の査証をするものとし、規定審議会がこれを審査するものとする。

9.110. 審議会役員

審議会の役員は、議長、副議長、議事運営手続の専門家 (parliamentarian)、および幹事である。審議会議長、副議長、議事運営手続の専門家は、審議会の直前年度に次期会長により選出され、3年間または後任者が選出されるまで任務を務めるものとする。事務総長は役員の名をすべてのクラブに公表するものとする。議長および副議長は、議長席にあって可否同数の場合、これを決定する投票を行うことができるが、それ以外の場合には、投票権を有しない議員とする。

9.110.1. 議長

議長は、審議会の司会を務め、本細則と会議運営手続規則に定められた任務およびその職責に属する任務を行う。

9.110.2. 副議長

副議長は、議長により指示された場合、あるいはその他の事情で必要になった場合に、司会を務める。副議長は、必要に応じて議長を補佐する。

9.110.3. 議事運営手続の専門家

議事運営手続の専門家は、議事運営手続に関して議長と審議会に提言する。

9.110.4. 幹事

事務総長は、審議会幹事となる。または、会長の承認を得て、自分に代わって幹事を務める者を任命することができる。

9.110.5. 定款細則委員会

定款細則委員会の委員は、審議会の投票権を有しない議員である。審議会議長は、立法案および決議案の案件を各委員に割り振り、委員は、案件を研究し、その趣旨、背景、効果について審議会に報告する。

9.110.6. 投票権のない議員

会長、会長エレクト、理事会により選出された理事1名、および事務総長は、審議会の投票権を有しない議員である。管理委員会の選んだTRF管理委員1名は、審議会の投票権を有しない議員である。

9.110.7. 特別議員

会長は、規定審議会の投票権を有しない議員として特別議員を3名まで任命できる。特別議員は、審議会議長の指示の下にその任務を遂行する。立法案の公表後に、審議会議長は、立法案件を各特別議員に割り当てる。各特別議員は、その立法案件を検討し、各案件について、審議を容易にし、十分討議されなかった立法案件について規定審議会に情報を提供する用意をしておくものとする。

9.120. 審議会運営委員会

審議会運営委員会（審議会議長が委員長を務め、議長および副議長、定款細則委員会の委員をもって構成される）は、規定審議会の立法案の審議順序を推奨し、決議審議会の審議順序を採択するものとする。委員会は、委員会または審議会が立法案または修正案の中に見つけた欠陥を直すために、修正案を起草および訂正することができる。委員会は、採択された制定案が十分な効果をもつように、本細則と標準ロータリークラブ定款の関連個所の修正文案を作成するものとする。さらに、関連個所の修正に関する規定審議会報告を作成するものとする。

9.130. 定足数と投票

投票権を有する審議会議員の2分の1を定足数とする。投票権を有する各議員は、投票に付せられた案件につき1票を投じることができる。審議会においては、委任状による代理者の投票を認めない。

9.140. 審議会手続

9.140.1. 会議運営手続規則

審議会運営委員会は、規定審議会の会議運営手続規則を推奨し、決議審議会の会議運営手続規則を採択するものとする。各規定審議会はその都度、議事に用いる会議運営手続規則を採択できる。この規則は、本細則に抵触しないものとし、後の審議会で新しい規則が採択されるまで有効とされるものとする。

9.140.2. 異議の申し立て

規定審議会は、議長が下したいかなる決定にも異議を申し立てることができる。議長による決定を覆すには、規定審議会の過半数の票が必要とされる。

9.150. 審議会後の手続

9.150.1. 報告

審議会閉会后10日以内に、議長は、審議会の決定に関する報告書を事務総長に送付するものとする。審議会閉会后2カ月以内に、事務総長は、採択したすべての立法案または決議案に関する報告書を各クラブに送付するものとする。報告書には、クラブが反対の意思を表示できる書式を添付するものとする。

9.150.2. 審議会の採択に関する反対

クラブは、規定審議会によって採択された立法案に対して反対の意思表示を提出できる。その期日は、クラブが反対の意思表示をする書式を送付してから少なくとも2カ月後とする。反対の意思表示の書式は、クラブ会長が証さなければならず、かつ、期日までに事務総長のもとに届かなければならない。事務総長は、それらの書式を調べ、表にし、ロータリーのウェブサイトで票数を公開する。

9.150.3. 審議会の採択の一時保留

審議会での立法案の採択は、すべてのクラブの有効投票の少なくとも5パーセントに相当するクラブから反対の意思表示を受けた場合、その効力は一時保留される。

9.150.4. クラブ投票による投票

いずれのクラブも、一時保留とされた立法案について投票できる。事務総長は、一時保留後1カ月以内に、投票用紙を各クラブに配布するものとする。投票は、一時保留とされた立法案の審議会による採択を維持すべきか否かを問う。クラブの投票数

は、第15.050.1.項に規定した計算式によって決定する。投票はクラブ会長が証さなければならず、かつ投票用紙に記載された期日までに事務総長のもとに届かなければならない。その期日は、クラブによる投票に少なくとも2カ月を与えるものとする。

9.150.5. 投票委員会の会合

会長が投票委員会を任命し、投票用紙を数える時、場所、方法を定める。これは投票の期日から2週間以内とする。投票委員会は、委員会閉会后5日以内に事務総長に結果を報告するものとする。

9.150.6. 投票結果

クラブが投じうる投票数の過半数が審議会の採択に反対した場合、その採択は一時保留の日より無効とされる。それ以外の場合、一時保留とされた採択は、一時保留がなかったものとして復活する。

9.150.7. 審議会採択の発効日

審議会による立法案または決議案の採択は、本細則第9.150.3.項の下に反対により一時保留とされない限り、審議会閉会后の7月1日に効力を生じる。

第10条 会長の指名と選挙

10.010. 会長の指名

10.020. 会長指名委員会

10.030. 会長指名委員の選挙

10.040. 委員会の手続

10.050. 委員会による指名

10.060. 委員会の報告

10.070. クラブによる追加指名

10.080. 第10.070.節に規定されていない不測の事態

10.090. クラブ投票

10.010. 会長の指名

元会長または理事会の現メンバーは、会長に指名されないものとする。

10.020. 会長指名委員会

10.020.1. 組織方法

会長指名委員会は、34のゾーンから以下のように選挙された17名の委員によって構成される。

- (a) 偶数の年には、各奇数ゾーンが委員会の委員を選ぶものとする。
- (b) 奇数の年には、各偶数ゾーンが委員会の委員を選ぶものとする。

10.020.2. RIBIからの委員

ゾーン全体がRIBI内にあるゾーンは、RIBI審議会で定められた通り、RIBI内全クラブのクラブ投票によって委員を選挙する。RIBIの幹事がRI事務総長に対して委員の指名を正式に伝える。

10.020.3. 資格要件

この指名委員会の委員はいずれも、

- (a) 本人が選挙されたゾーン内のクラブの会員であるものとする。
- (b) 会長、会長エレクト、元会長ではないものとする。
- (c) 選挙の時点においてRIの元理事であるものとする。指名委員会の委員として選挙または任命することのできる元理事がゾーン内から得られない場合は、元ガバナーであっても、本細則第17条に規定する委員会の委員またはTRF管理委員を少なくとも1年務めた者であれば、選挙または任命することができるものとする。

10.030. 会長指名委員の選挙

10.030.1. 適格な候補者への通知

3月1日から15日までに、事務総長は、適格な元理事全員に対して、指名委員として考慮されることを望むかどうかを尋ねる。元理事は、指名委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことができるかを、4月15日までに事務総長に通知しなければならない。通知しない場合、委員として考慮されることはない。

10.030.2. ゾーン内に資格ある理事が一人のみの場合

指名委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできる適格な元理事がゾーンに一人しかいない場合、会長は、その理事をゾーンの委員として宣言するものとする。

10.030.3. ゾーン内に適格な理事が二人以上いる場合

指名委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできる適格な元理事が二人以上いる場合、指名委員と補欠委員がクラブ投票で選ばれるものとする。

10.030.3.1. 投票の手続

事務総長は、単一移譲式投票の投票用紙を準備し、適格の元理事全員の氏名をアルファベット順に記載するものとする。事務総長は、投票用紙に元理事一人一人の写真と履歴書を添えて、5月15日までにゾーン内の各クラブに送付するものとする。記入した投票用紙は、6月30日までにRI世界本部の事務総長のもとに必着するよう返送されるものとする。クラブの投票数は、第15.050.1.項に規定した計算式によって決定する。

10.030.4. 投票委員会の会合

会長によって任命された投票委員会は、会長の決定する時と場所、および方法において会合し、投票用紙を審査し、これを数える。この会合は、7月10日までに開かれる。会合から5日以内に、投票委員会は、開票結果を事務総長に対して書面で証するものとする。

10.030.5. 委員と補欠委員の公表

過半数の投票を獲得した候補者が、指名委員会委員となる。第2順位の票数を得た者は、委員会の補欠委員となり、選出された委員が務めを果たせない場合のみその任に就く。委員と補欠委員の投票手続では、必要であれば第2選択以下の選択票を加算するものとする。最高得票が同数となった場合、同数となった候補者から、理事会が委員と補欠委員を任命するものとする。

10.030.6. 欠員

委員に欠員が生じた場合、委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできる、1月1日現在にそのゾーンの最も新しい適格な元理事が新しい委員となるものとする。

10.030.7. 任期

委員の1年間の任期は、選挙が行われた暦年の7月1日に始まるものとする。補欠委員が委員会委員に代わった場合、その補欠者は、委員の残存任期中に委員を務めるものとする。

10.030.8. 細則に規定されていない欠員

本項に定められていない場合の委員の欠員については、理事会が、なるべく欠員が生じたそのゾーン内のクラブから、欠員を補充する委員を任命するものとする。

10.040. 委員会の手続

10.040.1. 委員の氏名の通知

事務総長は、委員の選出後1カ月以内に、委員会委員の氏名を理事会およびクラブに通知するものとする。

10.040.2. 委員長を選出

委員会は、委員会会合を開いたときに、委員の中から委員長を選挙するものとする。

10.040.3. 指名委員会への氏名の提出

事務総長は、5月1日から5月15日の間に、資格を有するロータリアンに通知し、会長の被指名者として考慮されることを希望するかどうかを尋ねるものとする。会長を務める意思を事務総長に通知する期限は、6月30日とする。6月30日までに事務総長に回答しないロータリアンは、指名委員会によって考慮されない。事務総長は、指名委員会会合の少なくとも1週間前までに、会長を務める意思のあるロータリアンのリストを同委員会、およびこのリストを要請したすべてのロータリアンに提出するものとする。

10.050. 委員会による指名

10.050.1. 最適任のロータリアン

委員会は、会合を開き、会長を務める意思があることを表明した元理事のリストの中から、居住国にかかわらず、最適任のロータリアンを指名するものとする。ただし、委員会は同じ居住国からの候補者を2年連続で指名しないものとする。

10.050.2. 委員会会合

委員会は、8月15日までに、理事会の定める時と場所、および方法で開かれるものとする。すべての候補者は、理事会が定めた手続に従って、委員会による面接の機会が与えられるものとする。

10.050.3. 定足数と投票

委員12名をもって定足数とするものとする。委員会のすべての議事は多数決によるものとする。ただし、委員会による会長ノミニーの選出には、委員のうち少なくとも10名がそのノミニーに投票することを要する。

10.050.4. 会長ノミニーの辞任と新ノミニーの選出手続

会長ノミニーが就任できなくなった場合、または会長に辞表を提出した場合、以後そのノミニーをその年度の会長に指名または

選挙することはできないものとする。会長はこれを委員会の委員長に通知するものとし、委員会は、次の手続を用いて、被選資格を有する他のロータリアンを会長ノミネーとして選出するものとする。

10.050.4.1. 委員会手続

委員長は、直ちに会合の手続を開始する権限を与えられる。会長が委員会の時と場所および方法を定める。

10.050.4.2. 対抗候補者

指名委員会が改めてノミネーを選出する場合、クラブは、対抗候補者を提出する十分な期間を理事会により与えられるものとし、書類の提出期限に関するものを除き、第10.070.節の規定に従うものとする。

10.050.4.3. 細則に規定されていない不測の事態

不測の事態が生じた場合、理事会が、取るべき措置を決定するものとする。

10.060. 委員会の報告

クラブ宛の委員会報告は、委員会の閉会后10日以内に、委員長が事務総長に対して書式で証さなければならない。30日以内に、事務総長は報告書を各クラブに送付するものとする。

10.070. クラブによる追加指名

指名委員会によって行われる指名のほかに、以下の方法で対抗候補者を指名することができる。

10.070.1. 以前審議され、同意を得た候補者

クラブは、第10.040.3.項に従い、対抗候補者として会長に指名されることを考慮される意思があることを事務総長に通知したロータリアンを、クラブが採択した決議を通じて推薦することができる。この決議は、地区大会またはクラブ投票によって、地区内クラブの少なくとも過半数の支持を得なければならない。支持は、ガバナーが事務総長に対し書式で証さなければならない。この決議には、クラブの承認を得るために自己の氏名がクラブに提出されることに同意した被推薦ロータリアンからの書面を添付しなければならない。この条件は10月1日までに受理されなければならない。

10.070.2. 対抗候補者をクラブに通知

10月1日の後、事務総長は、推薦された対抗候補者の氏名をクラブに通知し、支持書式を提供するものとする。

10.070.3. 対抗候補者がいない場合

対抗候補者がいない場合、会長は、指名委員会選出のノミネーを会長ノミネーと宣言するものとする。

10.070.4. 対抗候補者が支持された場合

11月15日の時点において、対抗候補者が、直前のクラブ請求書の時点でRIに加盟しているクラブの少なくとも1パーセントの支持（支持の少なくとも半分は対抗候補者の所属ゾーンのクラブ以外からでなければならない）を得たなら、この対抗候補者および指名委員会選出のノミネーは、第10.090.節の規定に従って投票に付されるものとする。対抗候補者が11月15日までに所定の支持を得ていなければ、会長は、指名委員会選出のノミネーを会長ノミネーとして宣言するものとする。

10.070.5. 支持の有効性

第10.090.1.項に規定されている投票委員会は、返送されてきた支持書が正当なものかどうか調べ、数え、証明し、会長に報告するものとする。委員会は、対抗候補者に対する支持書が十分集まったものの、その支持書の正当性に疑義を抱くべき理由があると考えた場合、その旨、会長に報告するものとする。会長は、選挙審査委員会を招集し、この支持書の有効性を判定させるものとする。その判定後に投票委員会が会長に報告するものとする。

10.080. 第10.070.節に規定されていない不測の事態

第10.070.節の規定に定められていない不測の事態が生じた場合、取るべき措置を理事会が決定するものとする。

10.090. クラブ投票

第10.070.節で規定されるクラブ投票による会長選挙の手続は、次のように行われるものとする。

10.090.1. 投票委員会

会長は、投票用紙の準備を監督するために、また投票を受理し、これを数えるために投票委員会を任命するものとする。

10.090.2. 投票用紙の書式

投票委員会は、単一移譲式投票による投票用紙を準備するものとする。投票用紙には、指名委員会選出の候補者の氏名に次いで、推薦された全候補者の氏名をアルファベット順に列記するものとする。指名委員会選出の候補者の氏名には、指名委員会選出と投票用紙に明記する。

10.090.3. 投票用紙の配布

投票委員会は、2月15日までに投票用紙を各クラブに送付し、票に記入して4月15日までにRI世界本部の投票委員会に必着するよう返送する旨指示を添えるものとする。投票用紙に候補者の写真と履歴書を添えるものとする。

10.090.4. クラブの投票

クラブの投票数は、第15.050.1項に規定した計算式によって決定する。

10.090.5. 投票委員会の会合

投票委員会は、4月20日までに、会長の決定する時と場所および方法において会合を開くものとする。委員会は、投票用紙を審査し、これを数える。投票委員会は、結果を5日以内に事務総長に対して書面で証するものとする。

10.090.6. 投票の集計

過半数の票を獲得した候補者が、会長エレクトと宣言されるものとする。必要であれば、第2選択票および第3以下の選択票をすべて算入するものとする。

10.090.7. 会長エレクトの発表

会長は、4月25日までに会長エレクトの氏名を公表するものとする。

10.090.8. 同数の場合

得票数が同数となった場合、指名委員会選出の候補者が会長エレクトとして宣言されるものとする。投票数同数の候補者がいずれも指名委員会選出の人でない場合、理事会が、その一人を会長エレクトに選ぶものとする。

第11条 理事の指名と選挙**11.010. ゾーン制の理事の指名****11.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選挙****11.030. クラブ投票手続****11.040. RIBI役員の指名****11.010. ゾーン制の理事の指名**

理事の指名は、ゾーンによって行うものとする。

11.010.1. ゾーンの数

世界を34のゾーンに分割し、理事会が定める通り、ゾーン内のロータリアン数がおおよそ等しくなるようにするものとする。

11.010.2. 指名日程

各ゾーンは、理事会の定める日程に従って、4年おきにゾーン内のクラブ会員から1名の理事を指名するものとする。

11.010.3. ゾーンの境界の定期的見直し

理事会は、少なくとも8年に1度、ゾーン内のロータリアン数をほぼ等しくするために、ゾーンの構成を見直すものとする。理事会はまた、必要に応じて同じ目的のために臨時の見直しを行うことができる。

11.010.4. ゾーンの再編成

ゾーン構成の改正は、理事会が行うことができる。

11.010.5. ゾーン内のセクション

ゾーン内で理事を指名するために、理事会は、ゾーン内にセクションを新設、変更、廃止することができる。ロータリアン数がほぼ同数となるようにし、理事会の定める日程に基づいてRI理事を指名するものとする。RIBIのクラブを含むゾーンを除き、ゾーン内クラブの過半数の反対を押して、このようなセクションが新設、変更、廃止されることはないものとする。

11.010.6. RIBIのゾーンからの理事

ゾーン全体がRIBI内にあるゾーンや、ゾーンの1セクションがRIBI内にあるセクションの理事1名は、RIBI内のすべてのクラブによって、RIBI審議会の定める方法および時期でクラブ投票を行い、指名されるものとする。ノミニーの氏名はRIBIの幹事から事務総長に書面で証されるものとする。

11.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選挙**11.020.1. 指名委員会手続の一般規定**

理事ノミニーと補欠は、ゾーン全体がRIBI内にあるゾーンや、ゾーンの1セクションがRIBI内にあるセクションを除き、指名委員会手続によって選出されるものとする。理事指名委員候補者を指名できるゾーン内の区域を限定できるという細則の規定や非公式の了解事項があるが、指名委員会は、RIBI内の地区とRIBI外の地区両方を含むゾーンを除き、ゾーン全体から集めるものとする。ただし、ゾーン内に二つ以上のセクションがある場合、ゾーン内のすべての地区の過半数が、地区大会で採択した決議によって、ゾーン内のすべての地区からの選出に同意しない限り、理事を指名するセクション内の地区のみから指名委員会を選出するものとする。この決定を行うための手続は、理事会によって定められるものとする。

指名委員会の選挙について同意が効力をもつには、選挙前の年度の3月1日までに地区ガバナーが事務総長に書面で証さなければならない。ゾーンを構成する地区が変更された場合、このような同意は無効になるものとする。しかし、ゾーン内の過半数の地区が地区大会の決議でこの同意を撤回し、地区ガバナーが事務総長にその撤回を書面で証さない限り、この同意は効力をもち続けるものとする。

11.020.2. RIBI内のセクションとRIBI外のセクションを含むゾーンの指名委員会手続

RIBI内にあるセクションとRIBI外にあるセクションを含むゾーンにおいては、理事ノミニーとその補欠は、RIBI外のセクションで指名委員会手続により選出するものとする。RIBI以外のセクションの指名委員会は、そのセクションから選ばれるものとする。

11.020.3. 指名委員会の構成

指名委員会は、規定に従い、ゾーンまたはセクションに含まれる地区内クラブによって各地区から1名選挙された委員から構成されるものとする。各委員は、当該ゾーンまたはセクション内のクラブの会員で、選出の時点でパストガバナーであるものとする。委員は、委員を務める前の3年間に、(a) 少なくとも、当該理事が指名されるゾーンの2回のロータリー研究会と、(b) 1回の国際大会に出席しているものとする。ただし地区は、地区大会に出席し投票した選挙人の過半数によって採択された決議により、(a) または (b) の要件の一部または全部を免除することができる（この決議が次の指名委員会のみにも適用される場合）。委員は1年の任期をもって選出されるものとする。理事または元理事は、指名委員会の委員となることはできないものとする。いかなるロータリアンも、指名委員会の委員を3回以上務めないものとする。各委員はそれぞれ1票の投票権を有するものとする。

11.020.4. 選挙

第11.020.9.項、第11.020.10.項、および第11.020.11.項に規定されている場合を除き、指名委員会の委員と補欠委員は、指名が予定されている年の前年の地区大会で選挙されるものとする。理事指名委員会の委員と補欠委員の選挙のための地区投票にクラブが参加するには、クラブは、投票を行うロータリー年度において義務づけられた地区賦課金を納入済みであるものとし、地区に負債がないものとする。クラブの納入や負債の状況はガバナーが判断する。

11.020.5. 推薦

地区内のクラブは、指名委員を務める意思があり、実際に務めが果たせることを示している会員がいる場合、委員となる資格のあるクラブ会員を推薦できる。クラブは、その推薦を書面で証するものとし、クラブ会長と幹事の署名がなければならない。この推薦書は、ガバナーに提出され、地区大会において選挙人に提示されるものとする。各クラブは、そのクラブが有するすべての票を投じる1名の選挙人を指定するものとする。2票以上を有するクラブが投じるすべての票は、同じ候補者に投じられるものとする。3名以上の候補者がおり単一移譲式投票方式が必要とされる、または用いられる投票において、2票以上を有するクラブが投じるすべての票は、同じ優先順位に従った候補者に投じられるものとする。

11.020.6. 指名委員と補欠委員

過半数の票を獲得した候補者を指名委員とするものとする。第2位の票数を獲得した候補者が補欠委員となるものとし、この補欠委員は、委員が務めを果たせない場合に限り、指名委員を務める。

11.020.7. 指名委員として公表された候補者

地区で指名委員候補として推薦された者が1名のみの場合、投票は必要とされないものとする。ガバナーはこの者を指名委員として公表するものとする。

11.020.8. 委員も補欠委員も務めを果たせない場合

委員も補欠委員も務めを果たせない場合、ガバナーは、地区内クラブの適格な会員を指名委員に指名することができる。

11.020.9. 指名委員会の手続による委員の選出

指名委員会の委員と補欠委員は、本節の規定に矛盾しない限り、第12.030.1.項に準拠した指名委員会の手続によって選出できる。地区が指名委員の選出方法を採択できなかった場合、指名委員会は、地区内クラブの会員であり、委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできるすべてのパストガバナーによって構成されるものとする。委員の候補者は、指名委員会の委員となる資格がないものとする。指名委員会の委員と補欠委員は、予定された指名の前年の6月30日までに選出されるものとする。

11.020.10. クラブ投票による指名委員会委員の選挙

事情により必要のある場合、理事会は、地区に対し指名委員と補欠委員をクラブ投票によって選ぶことを認めることができる。その場合ガバナーは、推薦を要請する公式の要請書を地区内の各クラブに送付するものとする。推薦はすべて書面でクラブ会長と幹事が署名しなければならず、ガバナーが定めた期日までにガバナーのもとに届かなければならない。ガバナーは、有資格被推薦者をアルファベット順に載せた投票用紙を各クラブに送付するものとする。ガバナーが定めた期日までに、自分の氏名を投票用紙から除外することを要請した候補者は除かれる。クラブの投票数は、第15.050.1.項に規定した計算式によって決定する。ガバナーは、クラブ投票を実施する委員会を任命することができる。

11.020.11. クラブ投票による選挙

地区大会に出席し投票する選挙人の過半数の票をもって、指名委員および補欠委員をクラブ投票によって選出できる。クラブ投票は、第11.020.10.項に従って、該当年度の5月15日までに実施するものとする。

11.020.12. 委員を事務総長に報告

委員および補欠委員の氏名は、ガバナーが事務総長に報告するものとする。6月1日より後に報告された者は、指名委員会の委員とはならないものとする。

11.020.13. 第11.020.節に定められていない不測の事態

理事会は、本節に定められていない不測の事態のための手続を決定するものとする。

11.020.14. 招集者、会合の日時と場所、議長の選挙

理事と補欠が指名される年度の6月15日までに、理事会は委員会委員の中から指名委員会の招集者を指名するものとする。理事会はまた、会合を開く場所を指定するものとする。この会合は、理事会から別段の許可がない限り、9月15日から10月15日までの間に開かなければならない。委員会は会合の際、委員の一人を委員長に選ぶものとする。

11.020.15. 委員会へクラブの推薦

7月1日までに、事務総長は当該ゾーンまたはセクション内のクラブに指名委員会の構成について通知し、そのゾーンまたはセクション内のクラブから理事の推薦を提出するよう促し、招集者の住所を提供する。推薦書は、理事会が承認した書式を用いて提出され、候補者の写真とロータリーやその他における活動に関する背景情報を含めるものとする。推薦書は9月1日までに招集者によって受理されなければならない。

11.020.16. 委員会の指名

当該ゾーンまたはセクション内のクラブの会員で、クラブから氏名が提出された人の中から理事と補欠を指名するものとする。提出された氏名が3名未満の場合、指名委員会は、ゾーンまたはセクション内の適格のロータリアンも選考対象として検討できる。委員会は、最も適格な人を指名する責任を有する。

11.020.17. 指名委員会の会合

委員会は、翌9月中に、理事会によって定められた時と場所において会合するものとする。委員の過半数をもって定足数とし、すべての議事は多数決によるものとする。ただし、委員会が理事ノミネーを選出する場合を除く。理事ならびに補欠のノミネーは、委員会の少なくとも60パーセントに相当する票数を獲得しなければならない。指名委員会委員長は、理事と補欠の指名、または可否同数の場合にのみ投票できる。

11.020.18. 委員会がノミネーを選出できない場合

指名委員会が60パーセントの票により理事ノミネーを選出できない場合、理事ノミネーはクラブ投票で選出されるものとする。クラブ投票は、第11.030.節に定められたクラブ投票の手続に基づき、委員会による選考に付されたすべての候補者名を含めるものとする。

11.020.19. 委員会の選出報告

委員会によるゾーンの理事と補欠の指名は、委員会会合後10日以内に事務総長に報告するものとする。事務総長は、指名委員会の選出について10月30日までにゾーンまたはセクション内の全クラブに通知するものとする。

11.020.20. ノミネーが任務を果たせない場合

委員会によって選出された理事ノミネーが任務を果たせない場合、補欠が自動的に指名されるものとする。

11.020.21. 対抗候補者の推薦

ゾーンまたはセクション内のどのクラブも対抗候補者を推薦できる。対抗候補者は、既に指名委員会に対して推薦されている者でなければならない。対抗候補者の氏名は、例会で採択されたクラブ決議によって提出されるものとする。決議は、地区内クラブの少なくとも過半数の支持を得なければならない。その地区が2つ以上のゾーンにまたがっている場合、理事を指名するゾーン内の地区のクラブの過半数の支持を得なければならない。支持は、地区大会またはクラブ投票で得るものとする。支持は、地区ガバナーが事務総長に対して書面で証さなければならない。この決議には、任務に就く意思があり、実際に務めが果たせるという対抗候補者の書面による意思表示、経歴（理事会が定めた書式に記入）および最近の写真を添付しなければならない。この手続は、当該年の12月1日までに完了しなければならない。さもなければ、対抗候補者は選出に対して対抗する資格を有さない。

11.020.22. 理事ノミネーの公表、クラブ投票による選出

12月1日までに適格な対抗候補者がいなかった場合、会長は、委員会選出のノミネーをゾーンからの理事ノミネーとして宣言するものとする。公表は、12月15日までに行われるものとする。12月1日までに、事務総長が対抗候補者の要件となる書類を受理した場合、この対抗候補者と委員会の選出した候補者の中から1名の理事ノミネーを、第11.030.節に従ってクラブ投票で選ぶものとする。

11.030. クラブ投票手続

第11.020.節の規定により、クラブ投票によって理事ノミネーを選出する場合、その手続は次に規定する通りとする。

11.030.1. 投票

ゾーン内のすべてのクラブが投票に参加するものとする。ただし、第11.020.1.項または第11.020.2.項の規定に従ってセクション内の地区から指名委員を選出するゾーンを例外とする。このようなゾーンは、RI理事を指名するセクション内のクラブだけが投票に参加するものとする。

11.030.2. 投票用紙の書式

事務総長は、単一移譲式投票による投票用紙を準備するものとする。各投票用紙には、理事会が承認した以下の書式を含めるものとする。

- (a) 指名委員会選出の候補者の氏名を投票用紙に明記する。
- (b) 指名委員会選出の候補者の氏名に次いで、クラブが推薦した対抗候補者の氏名をアルファベット順に投票用紙に列記する。
- (c) 推薦クラブから提供された各候補者の写真および履歴書。

11.030.3. 投票用紙の受理締切日

事務総長は、投票用紙に写真と履歴書を含め、次の12月31日までに、当該ゾーンまたはセクション内の各クラブ宛てに送付するものとする。投票用紙は、投票を記入して3月1日までに世界本部内の事務総長のもとに必着するよう返信する旨の指示を添えて送付するものとする。

11.030.4. クラブの投票

クラブの投票数は、第15.050.1.項に規定した計算式によって決定する。

11.030.5. 投票委員会

会長は、投票用紙を審査し、これを数える投票委員会を任命するものとする。委員会は、会長の決定する時と場所、および方法において3月5日までに会合を開催するものとする。委員会は、開票結果を5日以内に事務総長に対して書面で証するものとする。

11.030.6. 投票の集計

過半数を得た理事候補者がノミネーとして宣言されるものとする。集計にあたっては、補欠を選出するために第2選択票および第3以下の選択票をすべて算入するものとする。

11.030.7. 理事ノミネーの発表

会長は、3月10日までに、選出された理事ノミネーの氏名を公表するものとする。

11.030.8. 同数の場合

理事ノミネーのクラブ投票の結果、最高得票が同数の場合、再度のクラブ投票を実施するものとする。事務総長は投票用紙の準備と送付をし、第1次クラブ投票で最高得票を得た候補者たちの氏名、写真と履歴書を含めるものとする。投票用紙とその他の資料は3月15日までに当該ゾーンまたはセクション内の各クラブに送付するものとする。この投票用紙には、記入の上、次の5月1日までに世界本部内の事務総長のもとに必着するよう返送する旨の指示を添える。投票委員会は、会長の決定する時と場所、および方法において、5月5日までに、票を数えるための会合を開くものとする。投票委員会は、結果を5日以内に事務総長に対して書面で証するものとする。会長は、5月10日までに当該ゾーン内の全クラブに対して、理事ノミネーを通知するものとする。

11.030.9. 期間の延長

理事会は、クラブに適用される本節の期日を変更できる。

11.040. RIBI役員の指名

RIBIの会長、副会長、および名誉会計のノミネーは、RIBIの細則に従って選ばれ、推薦され、指名されるものとする。

第12条 ガバナーの指名と選挙

12.010. ガバナーノミネーの選出

12.020. ガバナーの選出手続

12.030. 指名委員会手続

12.040. クラブ投票によるガバナーの選出

12.050. クラブ投票手続

12.060. 地区大会によるガバナーの選出

12.070. ガバナーノミネーの証明

12.080. ガバナーノミネーの拒否または一時保留

12.090. ガバナーノミネーおよびガバナーエレクトの空席

12.010. ガバナーノミネーの選出

地区はノミネーを、ガバナーとして就任する24~36カ月前に選出するものとする。ノミネーは、「ガバナーノミネー・デジグネート」となり、ガバナーに就任する2年前の7月1日にガバナーノミネーとなるものとする。理事会は、正当かつ十分な理由により、本節の期日を延長する権限を有するものとする。本細則第6.010.節の規定によりこのような選挙が必要となった場合、ノミネーが選挙されるのは、ノミネーが国際協議会に出席するロータリー年度の前年度に開催されるRI国際大会である。

12.020. ガバナーの選出手続

RIBI内の地区を除き、地区は、地区大会に出席し投票した選挙人の過半数によって採択された決議により、将来にガバナーノミニー・デジグネートを選出する手続として以下の3つの手続のうち1つを採択するものとする。

- (a) 指名委員会
- (b) クラブ投票
- (c) 地区大会

地区が7月1日までに手続を採択しなかった場合、地区は指名委員会手続を使用するものとする。地区は、本条の残りの項により規定されているように、採択した選出方法のすべての手続に従わなければならない。ガバナーノミニーの選挙のための地区投票にクラブが参加するには、クラブは、投票を行うロータリー年度において義務づけられた地区賦課金を納入済みであるものとし、地区に負債がないものとする。クラブの納入や負債の状況はガバナーが判断する。

12.030. 指名委員会手続**12.030.1. ガバナーの指名委員会**

指名委員会の手続を採用する地区においては、委員会は、ガバナーノミニーとして最適任の候補者を探し出し、推薦するものとする。指名委員の選出方法を含む指名委員会の職務権限は、地区大会に出席し投票する選挙人が採択した決議により決定されるものとする。職務権限は、本細則と矛盾してはならない。

12.030.2. 指名委員会委員を選出できなかった場合

指名委員会の手続を採択したにもかかわらず、委員を選出できなかった地区は、現在も当該地区内のクラブ会員である、最近の5名のバスタガバナーを指名委員として選出するものとする。委員会は、第12.030.節に従ってその務めを果たすものとする。バスタガバナーが5名いない場合、RI会長が、委員の数を5名とするために、その地区の会員を指名委員に任命するものとする。

12.030.3. クラブによるガバナーノミニーの推薦

ガバナーは、クラブに対して、ガバナー候補者の推薦を提出するよう要請するものとする。推薦の期日は、指名委員会の会合の少なくとも2カ月前とする。この推薦は、候補者を推薦するクラブの例会で採択され、幹事により証された決議によって提出されるものとする。クラブは、自クラブに所属する会員を1名だけ推薦するものとする。

12.030.4. 委員会による最適任のロータリアンの指名

委員会はガバナー職の任務を遂行することのできる最適任のロータリアンを指名するものとし、その選出の範囲は地区内クラブによって推薦された候補者に限定されるものではない。

12.030.5. 指名の公表

指名委員会の委員長は、指名委員会の閉会后24時間以内に、選出した候補者をガバナーに通知するものとする。この通知を受けてから3日以内に、ガバナーは、そのノミニーの氏名と所属クラブをクラブに書面で通知するものとする。

12.030.6. 委員会がノミニーを選出できない場合

指名委員会候補者選出において合意に達することができない場合、第12.050.節に規定されているように、または第15.050.節に従って地区大会において、クラブ投票でガバナーノミニーを選挙するものとする。いずれの場合も、指名委員会に推薦された候補者のみが参加できる。

12.030.7. 対抗候補者

当該年度の初めの時点で設立から少なくとも1年が経過している地区内クラブは、前にガバナー指名委員会に対して候補者を推薦した場合に限り、その候補者をガバナーノミニーの対抗候補者として推薦できる。当該年度の初めの時点で設立からまだ1年が経過していないクラブは、対抗候補者が自クラブの会員であり、すでに指名委員会に対して推薦されている場合に、対抗候補者を推薦できる。対抗候補者の氏名は、クラブ例会で採択された決議によって提出され、ガバナーの定める期日までにガバナーに提出されるものとする。その期日は、ガバナーノミニー選出の通知から14日以内とするものとする。

12.030.8. 対抗候補者の支持

ガバナーは、RI所定の書式によって全クラブに対抗候補者を通知し、この対抗を支持するかどうかクラブに尋ねるものとする。対抗候補者を支持するには、クラブは、例会で決議を採択し、ガバナーの定める期日までに、ガバナーに提出しなければならない。有効な対立候補者は、以下のいずれかから支持を得る必要がある：

- (a) 他の10のクラブ、もしくは
- (b) クラブ総数の20パーセント

いずれの場合も、これらは地区内において当該年度の初めの時点で設立から少なくとも1年が経過しているクラブとし、いずれが多い方の支持を得た対抗候補者が有効とみなされる。クラブは、対抗候補者1名のみ支持するものとする。

12.030.9. 対抗候補者の指名

期限から7日以内に、ガバナーはクラブに有効な対抗候補者がいることを通知するものとする。この対抗候補者がガバナーによる通達後30日間有効である場合、通知には、各対抗候補者の氏名とその資格条件、および対抗候補者を出したクラブとこれを支持したクラブの名前が含まれ、候補者についてクラブ投票または地区大会で投票が行われる旨が明記されるものとする。

12.030.10. 対抗候補者が有効でない場合

有効な対抗候補者がいない場合、ガバナーは委員会の選んだ候補者をガバナーノミネーと宣言するものとする。ガバナーは、15日以内にノミネーを地区内全クラブに通知するものとする。

12.040. クラブ投票によるガバナーの選出

ガバナーは、すべてのクラブに対して、ガバナー候補者を推薦するよう公式な要請書を送付するものとする。すべての推薦は書面で、クラブの会長および幹事が署名し、期日までにガバナーが受理しなければならない。期日は、公式な要請書の送付から少なくとも1カ月後であるものとする。クラブは、自クラブに所属する会員を1名のみ推薦するものとする。クラブから推薦された候補者が1名のみの場合には投票を必要とせず、ガバナーはその候補者をガバナーノミネーとして宣言するものとする。候補者が2名以上いる場合、ガバナーは各候補者の氏名と資格条件をクラブに通知し、ガバナーノミネーがクラブ投票によって選出されることになる。

12.050. クラブ投票手続

ガバナーは、単一移譲式投票の投票用紙を各クラブに1枚送付するものとする。投票用紙には、地区指名委員会の選出した候補者名を最初に記し、次にクラブからガバナーが受け取ったその他の候補者をアルファベット順に列記する。ガバナーはその際、投票委員会の全委員が署名した投票用紙を、ガバナーの定める期日までにガバナーのもとに返送する必要がある旨の指示を添えて各クラブに送付するものとする。この期日は、ガバナーが各クラブに投票用紙を送付した日から15～30日であるものとする。

12.050.1. クラブの投票

クラブの投票は、第15.050.1.項に規定した計算式(7月1日付のクラブ請求書に基づく)によって決定する。クラブが2票以上の権利を有する場合、そのクラブはすべての票を同じ候補者に投じるものとする。クラブが票を投じる候補者の氏名は、クラブの幹事および会長が証し、ガバナーに送付するものとする。

12.050.2. 投票委員会

ガバナーは、投票集計の場所、期日、時間を公表し、3名から成る投票委員会を任命するものとする。投票用紙の有効性の確認は、票の集計とは別に行うものとする。委員会は投票用紙の守秘等の手配をし、候補者またはその代理人が票の集計に立ち会うことを許可するものとする。

12.050.3. 投票委員会の報告

投票委員会は、候補者の1人が過半数の票を獲得したら、直ちに、各候補者の得票数も含め、開票結果をガバナーに報告するものとする。過半数の票を得た候補者が、ガバナーノミネーと宣言されるものとする。同数の場合、指名委員会の候補者がガバナーノミネーとして宣言されるものとする。同数の候補者のいずれも指名委員会の選出者でない場合、ガバナーが2人の同数候補のうちいずれか一方をガバナーノミネーとして選出するものとする。ガバナーは、開票結果を各候補者とクラブに速やかに通知するものとする。投票委員会は、ガバナーが候補者とクラブに開票結果を通知してから15日間、全票を保管するものとする。この期間、クラブがいつでも点検できるようにするものとする。15日経過後、委員会の委員長が、投票用紙を破棄するものとする。

12.060. 地区大会によるガバナーの選出

地区が地区大会においてガバナーノミネーを選出することを選択した場合、ガバナーは、クラブに対して、ガバナー候補者の推薦を提出するよう要請するものとする。推薦の要請および地区大会における投票は、できるだけクラブ投票の規定に沿って行われる。2票以上を有するクラブからのすべての票は、同じ候補に投じられた場合に限り数えられるものとする。各クラブは、そのクラブが有するすべての票を投じる1名の選挙人を指定するものとする。

12.070. ガバナーノミネーの証明

ガバナーは、ノミネーの宣言の10日以内に、ガバナーノミネーの氏名を事務総長に書面で証するものとする。

12.080. ガバナーノミネーの拒否または一時保留

12.080.1. 資格条件に欠ける場合

資格条件に欠けるガバナーノミネーの指名は拒否されるものとし、第16.010.節および16.020.節に従って理事会により免除されない限り、事務総長はこれを選挙のために国際大会に提出しないものとする。

12.080.2. 指名の一時保留

ノミネーが任務と責任を果たすことができないと信じる場合、理事会はその指名を一時保留することができる。理事会は、保留の旨をガバナーとノミネーに通知するものとし、ノミネーは追加の情報を提出する機会を与えられるものとする。ノミネーから提

出された情報を含むすべての関連事情を検討した上で、理事会は、3分の2の多数をもってそのノミネーの指名を拒否するか、あるいは保留を解除するものとする。

12.080.3. ノミネーを拒否

ノミネーが理事会によって拒否された場合、事務総長は、ガバナーにその旨通告するものとする。事務総長は拒否の理由を述べ、ガバナーがノミネーに通告するものとする。時間が許すならば、ガバナーは、本細則の規定に従い、別のガバナーノミネーを選ぶためにクラブ投票を実施するものとする。さもなければ、ノミネーは第12.090.節に従って選出されるものとする。

12.090. ガバナーノミネーおよびガバナーエレクトの空席

地区がガバナーノミネーを選出できなかった場合、もしくはノミネーが選挙される資格を喪失した場合、もしくは任務を引き受けることができない、あるいは引き受ける意思がない場合、そして国際大会における役員選挙の前に、または国際協議会の少なくとも3カ月前までに別のノミネーが選出されなかった場合、ガバナーは第12.020.節から始まる選出手続を再度踏むものとする。いずれの場合も、理事会が、指名されたロータリアンをガバナーエレクトとして選出するものとする。その後、ガバナーエレクトもしくはガバナーノミネーが任務を引き受けることができなくなった、あるいは引き受ける意思がなくなり、その後継者の選出手続が地区により完了している場合には、国際大会または理事会によって選出されることを条件として、この後継者に引き受ける意思があれば、この者が自動的に空席を埋めるものとする。後継者が選出されているが、任務を引き受けることができない、あるいは引き受ける意思がない場合、理事会が、第16.010.節の資格条件を備えたロータリアンを選出するものとする。

12.090.1. 空席の特例

ガバナーが第12.090.節に従って指名委員会手続を再び踏む際、当初の指名手続において指名委員会に対していずれのクラブからも推薦がなかった場合、ガバナーは第12.030.3.項の手続を再び踏む必要はないものとする。

第13条 選挙の実施と審査

13.010. 選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動

13.020. 指名委員会

13.030. 選挙審査手続

13.010. 選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動

RIの被選役職に最適任のロータリアンが選ばれるようにするため、選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動を含め、選挙手続に影響を及ぼすいかなる行動も禁止されているロータリアンは、RIの被選役職に就くために選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動を行わないものとし、自分自身または他の人のためにこのような活動をさせないものとする。理事会が特に認めていない限り、この禁止事項には、パンフレット、印刷物、書状、資料、電子メディア、その他の通信物の、ロータリアン自身あるいは他の人によるクラブまたはクラブ会員への配布もしくは回覧が含まれる。候補者がこのような禁止されている活動を知った場合、直ちに非難の意を表明し、活動の中止を指示するものとする。

13.020. 指名委員会

現実に指名委員会に選ばれる選ばれないにかかわらず、指名委員会の委員となることに書面で同意した者、その補欠者、指名委員会候補者、また1度選ばれて、その後辞退した指名委員候補者、また、その配偶者、子供、親は、その指名委員会が選ぶはずだった年度の役職に指名される資格はないものとする。

13.030. 選挙審査手続

13.030.1. 不服申し立て

RI被選役職の選出手続またはRI選挙の結果について疑いがある、という不服申し立ては、以下の場合に限り、理事会によって考慮されるものとする。

- (a) 少なくとも他の五つのクラブまたは1名のRI現役員の同意を得たクラブ、あるいは地区またはゾーンの会合における会長代理により申し立てが行われた。
- (b) 書面による。
- (c) 投票結果の発表後21日以内に事務総長に提出された。

13.030.2. 理事会の審議

事務総長は、理事会の手続に従って、不服申し立てについて決定を下すものとする。理事会は、申し立てを却下するか、理事会が定める一定期間において、当該被選役職または将来のRI役職（あるいは、その両方）について候補者を失格とするか、または、ロータリアンに対し理事会が公正かつ正当とみなす何らかの措置を講じることができる。候補者を失格とするには3分の2の投票を必要とする。理事会は決定を速やかに関係者に通知するものとする。

13.030.3. 地区から繰り返し提出される選挙の不服申し立て

本細則あるいは標準クラブ定款の規定にかかわらず、以下を定めるものとする。

- (a) 過去5年以内に、理事会が第13.030.1.項に基づく2件以上の地区内の不服申し立てを支持した場合、理事会は、RI細則あるいは選挙への不服申し立て手順に違反するとみなすに十分な理由があれば、次の措置のいずれかまたはすべてを取ることができる。
1. ノミネーと一部またはすべての候補者を失格とし、地区内のクラブに所属する資格条件を備えている人1名を選出する。
 2. 選挙手続に不適切な影響を与えたり、妨害行為を行った人を解任する。
 3. 選挙手続に不適切な影響を与えたり、妨害行為を行った現RI役員または元RI役員は、現RI役員または元RI役員ではないと公表する。
- (b) 過去5年以内に、理事会が第13.030.1.項に基づく1地区から3件以上の不服申し立てを支持した場合、理事会は、第15.010.1.項の規定にかかわらず、その地区を解散し、各クラブを近隣地区に割り当てることができる。

13.030.4. 選挙運動禁止規定に対する候補者の申告

選挙による役職に候補者を推薦するためのすべての書式において、候補者は、本細則の規定を読み、理解し、受け入れ、本細則の規定に拘束されることに同意したという宣誓に署名するものとする。

13.030.5. 選挙審査手続の完了

本細則の選挙審査手続は、選挙によって役職に選任される権利を主張し、またはRI選挙結果に異議を唱える唯一の方法である。候補者たるロータリアン、またはこのような候補者を代弁するクラブが、選挙審査手続に従わず、また選挙審査手続の完了を待たず、ロータリー以外の機関または他の紛争解決機関の介入を要請した場合、このロータリアン候補者は当該役職に選挙される資格を失い、理事会により定められた期間、RIにおけるいかなる役職の候補者ともなる資格を失うものとする。クラブまたはロータリアンが、ロータリー以外の機関または他の紛争解決機関の介入を求める前に選挙審査手続に従い、かつ完了することを怠った場合、理事会は第3.020.1.項 (c) に従い適切な措置を取ることができる。

第14条 管理上の集団と管理上の地域単位

14.010. 理事会の権限

14.020. 監督

14.030. 管理上の地域単位 (RIBI)

14.010. 理事会の権限

正式に設立された地区において、クラブがガバナーの直接監督の下に管理される場合、理事会は理事会が必要かつ得策と考える委員会、審議会またはその他のガバナー補佐を認可することができる。

14.020. 監督

地理的に隣接する2つ以上の地区から成る区域内のクラブについて、ガバナーによる監督のほか、他の監督方法を理事会が追加設定することができる。理事会が監督方法を設定する場合、理事会が手続規則を定めるものとし、この手続規則は、関係地区内クラブと国際大会の承認を得なければならない。

14.030. 管理上の地域単位 (RIBI)

RIBIに所在するクラブは、RIの管理上の地域単位として組織、運営されるものとする。RIBIは、規定審議会によって承認された定款の定めるところに従って運営するものとする。RIBIはまた、RIBI内において、理事会に代わって、クラブの加盟を承認し、RI地区編成委員会としての役割を務め、さらに細則の規定に従い、かつまた理事会の委嘱によって、RIの財務事項を処理するものとする。

14.030.1. RIBI定款

RIBI定款は、RI定款・細則の精神および規定に合致するものとする。RIとRIBIの定款・細則は、域内管理に関する特定の規定を含むものとする。

14.030.2. RIBI定款の改正

その権限、目的、機能の遂行における域内管理について規定したRIBI定款の規定は、規定審議会の承認を得て、RIBI年次大会によってのみ改正することができる。域内管理に関する事項を除き、RIの規定審議会がRI組織規定を改正した場合、RIBI組織規定をRI組織規定と合致させるために必要な改正は、事実上自動的に発効するものとする。

14.030.3. RIBI細則の改正

RIBIの細則は、RIBI定款およびRI組織規定に定める通りに、およびこれらに合致するものとして、改正することができる。

第15条 地区

15.010. 創設

15.020. 会長エレクト研修セミナー (PETS)

15.030. 地区研修・協議会**15.040. 地区大会および地区立法案検討会****15.050. 地区大会および地区立法案検討会での投票****15.060. 地区の財務****15.010. 創設**

理事会はクラブを地区に分類し、地区の各境界を設定する権限を有する。

15.010.1. 境界の廃止と変更

理事会は、クラブ数が100を上回る地区、あるいはロータリアンの数が1,100名未満の地区の境界を廃止あるいは変更することができ、その地区のクラブを近隣地区に編入させる、これらの地区をほかの地区と統合する、または分割できる。さもなければ、地区内クラブの過半数の反対がある場合は、いかなる地区の境界も変更しないものとする。理事会は、関係地区のガバナーおよびクラブに相談し、これらのガバナーおよびクラブが、提案されている変更や合併に対して要望事項を提出する然るべき機会が与えられた後に初めて、地区の境界を廃止あるいは変更することができる。理事会は、地理的境界、地区発展の可能性ならびに文化、経済、言語、およびその他該当する要素を考慮するものとする。理事会は、新たに編成される地区や統合される地区における運営管理、リーダー構成、代表選出の手続を規定するものとする。

15.010.2. 同一地域内のクラブ

同一の市、区、自治体地域または都市部内のクラブは、これらのクラブの過半数の承認なしに、異なる地区に編入されることはないものとする。同一地域にあるクラブは、同一地区に編入される権利を有する。このような権利は、クラブの過半数が理事会に申請することによって、行使できる。理事会は、申請を受理後、すべてのクラブを2年以内に同一地区に編入するものとする。

15.020. 会長エレクト研修セミナー (PETS)

理事会が決定した通り、地区内の会長エレクトを指導し、研修を行うために、地区（または多地区合同）PETSは、毎年、なるべく2月または3月に開くものとする。ガバナーエレクトが、PETSを計画、実施、指揮、監督するものとする。

15.030. 地区研修・協議会

地区（または多地区合同）研修・協議会は、必要な技能、知識および意欲を持つクラブのリーダーを育成し、会員基盤を維持、および拡大し、それぞれの地域社会をはじめ他の国の地域社会のニーズに取り組むプロジェクトを実施して成功させ、プログラムへの参加と資金寄付を通じてTRFを支援するために、なるべく3月、4月、5月のいずれかの月に、毎年開催されるものとする。ガバナーエレクトが、地区研修・協議会を計画、実施、指揮、監督するものとする。特別な事情があれば、理事会は、ここに定める時期以外に地区研修・協議会を開催することを許可できる。地区研修・協議会に出席を要請されるの人は、次期クラブ会長とクラブリーダーを含めるものとする。

15.040. 地区大会および地区立法案検討会**15.040.1. 開催時**

ガバナーとクラブ過半数の会長の合意によって定める時において、地区大会を毎年開催するものとする。ガバナーノミニーは、選出され、事務総長に対して書面で証された時点で、大会の計画を始めることができる。地区大会の開催日程は、地区研修・協議会、国際協議会、または国際大会の日程と重ならないものとする。理事会は、2つ以上の地区が合同で大会を開催することを許可できる。地区は、21日前までにすべてのクラブに通知した上で、ガバナーが決定した時と場所で地区立法案検討会を開催することもできる。クラブの過半数が、具体的な案件を審議することを目的に地区立法案検討会を要請した場合、ガバナーは、その要請から8週間以内に検討会を招集するものとする。

15.040.2. 開催地の選定

ガバナーノミニーとその時点におけるクラブ会長の過半数が、大会の開催地について合意しなければならない。あるいは、理事会は、ガバナーノミニーと、同年にクラブ会長を務める者の過半数が、大会の開催地を選定できることを承認することができる。クラブがかかる会長を選出していない場合、現会長が開催地の投票を行うものとする。

15.040.3. 地区大会および地区立法案検討会の決定

大会または立法案検討会はその地区にとって重要な事柄について、RI定款および本細則と一致し、ロータリーの精神と理念に沿う推奨案を採択することができる。各大会および立法案検討会は、提出されたすべての事項を審議、決定するものとする。

15.040.4. 地区大会幹事

ホストクラブの会長と相談の上、ガバナーは大会幹事を任命するものとし、大会幹事は、大会の計画と大会記録の作成においてガバナーに協力するものとする。

15.040.5. 地区大会報告

大会終了後30日以内に、ガバナーまたは議長代行者は、大会幹事とともに、大会記録の報告を作成するものとし、事務総長と地区内の各クラブ幹事に送付するものとする。

15.050. 地区大会および地区立法案検討会での投票**15.050.1. 選挙人**

各クラブは少なくとも1名の選挙人を選び、その地区の大会および立法案検討会（開催される場合）への選挙人として証するものとする。会員数が25名を超えるクラブは、25名ごとに1名、または端数が13名以上の場合、さらに1名の割合で選挙人を有する。つまり、会員数が37名までのクラブは1名の選挙人を持つ資格を有し、会員数が38名から62名までのクラブは2名の選挙人を有し、会員数が63名から87名までのクラブは3名の選挙人を有する、というようになる。会員数は、投票に先立つ、最新のクラブ請求書における会員数によって決定される（一時保留のクラブは投票権がないことを除く）。各選挙人はそのクラブの会員であるものとする。投票するためには、選挙人は大会または立法案検討会に出席していなければならない。地区大会での選挙人による投票にクラブが参加するには、クラブは、投票を行うロータリー年度において義務づけられた地区賦課金を納入済みであるものとし、地区に負債がないものとする。クラブの納入や負債の状況はガバナーが判断する。

15.050.2. 地区大会および立法案検討会の投票手続

大会または立法案検討会に出席しているすべての瑕疵なきクラブ会員は、すべての案件について投票権を有するが、以下の場合を除く。

- (a) ガバナーノミニーの選出
- (b) 理事指名委員会の委員と補欠の選出
- (c) ガバナー指名委員会の構成および職務権限
- (d) 規定審議会と決議審議会の代表議員および補欠の選挙、ならびに
- (e) 地区の1人当たりの賦課金の額

大会または立法案検討会に提出されたいかなる案件についても、出席しているクラブの瑕疵なき会員は誰であれ、たとえその案件について投票できない会員であっても、票決を求めることができる。この場合の投票は、選挙人に限られるものとする。上記 (a)、(b)、(c) および (d) のために投票をする際、2票以上の投票権を有するクラブは、すべての票を同じ候補者または提案に投じるものとする。候補者が3名以上おり、単一移譲式投票による投票の場合、2票以上の投票権を有するクラブは、すべての票を同じ順番で候補者に投じるものとする。

15.050.3. 委任状による代理者

ガバナーが承認した場合、クラブは、欠席選挙人の委任状による代理者を指定することができる。この代理者は地区の他のクラブの会員であってもよい。その委任状による代理者は、クラブの会長および幹事によって証明されなければならない。その委任状による代理者は、既に持っている投票権のほかに、欠席選挙人に代わってその投票権も行使することができる。

15.050.4. 地区のクラブ投票

本細則によって認可される大会または研修・協議会における諸決定や選挙は、クラブ投票を通じて行うことができる。クラブ投票は、第12.050.節の手続にできる限り沿った形で行うものとする。

15.060. 地区の財務**15.060.1. 地区資金**

各地区は、大会の決議によって、地区資金を設けても差し支えない。その目的は、地区提唱プロジェクトおよび地区内におけるロータリーの管理・発展の資金を調達することである。地区資金の不適切な管理または第15.060.4.項への違反を含め、金銭上の義務を果たさなかつたいかなる人も、財務上の不正が地区内で解決されるまで、一切のRIまたは地区の役職に就かないものとする。

15.060.2. 地区賦課金の承認

地区資金を調達するために、地区内の会員に対して均一の賦課金を割り当てるものとする。賦課金の額は、次のいずれかによって決定するものとする。

- (a) 大会に出席し投票する選挙人の過半数
- (b) 研修・協議会またはPETSでの次期クラブ会長の4分の3の承認。標準クラブ定款第11条第5節 (c) において指定された代理を含む。

15.060.3. 地区の1人当たりの賦課金

地区の1人当たりの賦課金の支払は、地区内全クラブの義務である。賦課金の未払が6カ月以上に及ぶとガバナーが書面で証した場合理事会は、賦課金の未納が継続している限り、そのクラブへのRI事務局のサービスを停止するものとする。

15.060.4. 地区の年次財務表および財務報告書

ガバナーを務めてから1年以内に、直前ガバナーは、各クラブに対し、独立検査を受けた地区の年次財務表および財務報告書を提出しなければならない。直前ガバナーは、この年次財務表および報告書を地区の会合に提出の上、これを討議に付し、採

扱を受けなければならない。この地区の会合は、地区内すべてのクラブから代表者が1名出席する権利があるものでなければならない。地区の財務表および報告書が提出されるということを30日前に予告した会合でなければならない。あるいは、ガバナーとしての任期終了後1年以内に、直前ガバナーはガバナーに、財務表および報告書の採択のためにクラブ投票の実施を要請することができる。財務表および報告書は、クラブ投票の少なくとも30日前までに送付するものとする。ガバナーはこの手続を、直前ガバナーの要請を受けてから30日以内に開始するものとする。

この検査は、資格を備えた会計士あるいは地区監査委員会のいずれかが行うことができる。監査委員会は、

- (a) 少なくとも3名の正会員の委員から成り、地区が定めた手続に従い選出されなければならない。
- (b) 少なくとも1名はパストガバナーもしくは財務知識を有する独立した人物を含まなければならない。
- (c) 現職のガバナー、会計、地区銀行口座の署名人、または財務委員会の委員を含めてはならない。

年次財務表には、次の項目を含むものとするが、これらに限定されるものではない。

- (a) 地区の資金源 (RI、TRF、地区、およびクラブ)
- (b) 募金活動によって地区が得た、または地区に代わり受領した資金
- (c) TRFから受領した補助金、または地区が使用すべく指定されたTRFの資金
- (d) 地区委員会の金銭的取引
- (e) 地区による、または地区に代わってガバナーが行った金銭的取引
- (f) 地区資金の支出
- (g) RIからガバナーが受け取った資金

第16条 ガバナー

16.010. ガバナーノミニーの資格条件

16.020. ガバナーの資格条件

16.030. ガバナーの任務

16.040. RIBIガバナーの任務

16.050. 解任

16.060. ガバナーの空席

16.010. ガバナーノミニーの資格条件

理事会によって許可されない限り、ガバナーノミニーに選ばれる人物は、選出の時点で、

- (a) 地区内の機能しているクラブの瑕疵なき会員であるものとする。
- (b) クラブ会長を全期務めた経験があること、または最低6カ月間クラブの創立会長を務めた経験があるものとする。
- (c) 第16.030.節のガバナーの任務と責任を果たす意思があり、これを果たすことができる者であるものとする。
- (d) 細則に定められているガバナーの資格条件、任務、および責任を熟知しているものとする。
- (e) このロータリアンが、ガバナーの資格条件、任務、責任を理解し、ガバナーとしての資格条件を備えており、これらの任務と責任を引き受け、これを忠実に果たす意思を持ち、それができる状態にあることが明記された声明書をRIに提出するものとする。

16.020. ガバナーの資格条件

理事会によって許可されない限り、ガバナーは、就任時に、国際協議会に全期間を通して出席しており、少なくとも7年以上ロータリアンであり、第16.010.節の資格条件を引き続き保持していなければならない。

16.030. ガバナーの任務

ガバナーは、その地区において、理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行うRIの役員である。ガバナーは、地区内のクラブを啓発し、意欲を与えるものとする。ガバナーは、元、現任、次期地区リーダーと協力して、地区内における継続性を確保するものとする。ガバナーは、次の事項の責任を負う。

- (a) 新クラブを結成すること。
- (b) 既存クラブを強化助成すること。
- (c) 会員増強を推進すること。
- (d) 地区およびクラブのリーダーと協力し、理事会の提唱する地区リーダーシップ・プランへの参加を奨励すること。
- (e) 地区内のクラブに対する指導および監督を行うことで、ロータリーの目的を推進すること。
- (f) TRFを支援すること。
- (g) クラブ間およびローターアクトクラブ間、およびクラブ、ローターアクトクラブ、RIの間の良好な関係を促進すること。

- (h) 地区大会を計画、主宰すること。PETSおよび地区研修・協議会の計画・準備にあたるガバナーエレクトに協力すること。
- (i) 個々のクラブあるいは複数クラブ合同の例会への公式訪問を行うこと。その際には、以下を行うため、ガバナーの出席が最大限の成果を生むような機会を選ぶようにする。
 - 1. ロータリーの重要な問題に焦点を当て関心を持たせる。
 - 2. 弱体および問題のあるクラブに特別な関心を払う。
 - 3. 奉仕活動への参加に対するロータリアンの意欲をかきたてる。
 - 4. クラブの定款および細則が、組織規定を順守していることを確認する。規定審議会開催後は特にこれを行う。
 - 5. 顕著な貢献をした地区内のロータリアンを、ガバナー自ら表彰する。
- (j) 各クラブに対して月信を発行すること。
- (k) 会長または理事会の要請により、速やかにRIに報告を提出すること。
- (l) ガバナーエレクトに対して、国際協議会の前に、クラブの状況について詳細な情報を提供し、強化策を提案すること。
- (m) 地区における指名および選挙が、組織規定およびRIの規定の方針を遵守するよう計らうこと。
- (n) 地区内のロータリアンのグループの活動について定期的に尋ねること。
- (o) 地区の文書をガバナーエレクトに引き継ぐこと。
- (p) RI役員の職責に属するその他の任務を遂行すること。

16.040. RIBIガバナーの任務

RIBIガバナーの任務は、審議会の指示の下に、RIBI定款および細則と一致するこの地域の伝統的慣行に従って、遂行されるものとする。ガバナーは、会長または理事会の要請があれば速やかにRIに報告するものとし、RI役員としての職責に属するその他の任務を遂行するものとする。

16.050. 解任

ガバナーがその任務と責任を十分に遂行していないと会長が判断した場合、会長はこれを理由にガバナーをその職から解任することができる。会長は当該ガバナーに対して、解任を不当と思うなら30日以内に釈明するよう勧告するものとする。30日が過ぎた段階で、当該ガバナーが十分な理由を提出できなかった場合、会長は、会長の判断でガバナーを解任できる。解任されたガバナーは、パストガバナーとみなされないものとする。

16.060. ガバナーの空席

16.060.1. 副ガバナー

ガバナー指名委員会は、ガバナーエレクトが推薦した1名のパストガバナーを、選出の翌年度に任期を務める副ガバナーに選出できる。指名委員会を選出をしなかった場合、ガバナーエレクトが1名のパストガバナーを副ガバナーとして選出できる。副ガバナーの役割は、ガバナーが一時的あるいは恒久的にガバナーとしての任務を遂行できなくなった場合に、ガバナーの後任となることである。

16.060.2. ガバナーの恒久的な空席

副ガバナーがいない場合、理事会は、残存任期中にガバナーの空席を埋めるために、好ましくは同じ地区から、1名のパストガバナーを選出できる。理事会が決定を行うまで、会長は、好ましくは同じ地区から、1名のパストガバナーをアクティングガバナー（臨時のガバナー）として任命することができる。

16.060.3. ガバナーの一時的任務遂行不能

ガバナーが一時的にその任務を執り行うことができず、副ガバナーがいない場合、会長は、好ましくは同じ地区から、1名のパストガバナーをアクティングガバナー（臨時のガバナー）として任命することができる。

第17条 委員会

- 17.010. 常任委員会
- 17.020. その他の委員会
- 17.030. 特別委員会
- 17.040. 会員増強委員会
- 17.050. 戦略計画委員会
- 17.060. 監査委員会
- 17.070. 運営審査委員会
- 17.080. 委員会の委員
- 17.090. 会合
- 17.100. 任期

- 17.110. 委員会の幹事
- 17.120. 定足数
- 17.130. 議事の実施方法
- 17.140. 委員会に対する権限

17.010. 常任委員会

理事会は、以下の常任委員会を設置するものとする。

- (a) コミュニケーション：6名の委員とし、毎年2名ずつ任期3年で任命される。
- (b) 定款細則：3名の委員とし、毎年1名ずつ任期3年で任命される。ただし例外として、規定審議会の開催年度には、4年目の委員を務める最近の元委員を含め、4名の委員から成る。
- (c) 国際大会：6名の委員とし、国際大会のホスト組織の委員長を含む。会長は、国際大会委員会の委員を2年間務めたことがあるが、委員長を務めたことのないロータリアンを委員長に任命できる。大会委員会の委員長に加えて、ほか1名の委員を以前に大会委員会で委員を務めたことがある人とすることができる。
- (d) 地区編成：3名の委員とし、理事会から毎年1名ずつ任期3年で任命される。
- (e) 選挙審査：6名の委員とし、毎年2名ずつ任期3年で任命される。
- (f) 財務：8名の委員とし、うち6名は毎年2名ずつ任期3年で任命され、さらにRI財務長および理事会により任命された理事1名が、1年を任期として投票権を有しない委員を務める。
- (g) ローターアクト：3名の委員が毎年1名ずつ任期3年で任命され、また3名のローターアクターが含まれる。委員会は1名の会員と1名のローターアクターが共同委員長となる。

第17.010.節に関する暫定規定

2019年規定審議会が制定案19-75によって採択した第17.010.節への改正は、理事会が適切だと判断した方法で実施されるものとする。

17.020. その他の委員会

理事会は、第17.100節の規定に従って、その他の委員会を設置し、以下について決定できる。

- (a) 委員の数
- (b) 委員の任期
- (c) 任務と権限
- (d) 次年度への委員の継続

17.030. 特別委員会

第17.010.節、第17.020.節、第17.080節および第17.090.節の規定は、指名委員会または細則第17.040.節から第17.070.節の下に結成された委員会には適用されない。

17.040. 会員増強委員会

理事会は、少なくとも8名の委員から成る会員増強委員会を任命するものとする。各委員が少なくとも3年の任期を務め、1年ごとにずらして任命され、委員を再任する資格を有するものとする。

17.050. 戦略計画委員会

理事会とTRF管理委員会は、8名の委員から成る戦略計画委員会を任命するものとする。委員は、4年任期を務め、1名が理事会により、1名が管理委員会によって、毎年2名が任命されるものとする。委員は、理事、管理委員、または元会長であってはならないものとする。委員長および副委員長は、RI会長とTRF管理委員長により共同で任命されるものとする。委員を務めた期間が3年未満の委員は、再任されることができる。委員は、長期的な計画、RIとTRFのプログラムと活動、および財務管理における経験のバランスをとって選出されるものとする。委員会は、会長、理事会、TRF管理委員長、またはTRF管理委員によって決定される通りに会合を開くものとする。

17.060. 監査委員会

理事会は、7名の委員による監査委員会を任命するものとし、各委員は独立した立場にあり、財務の知識を有する者とする。委員会には、毎年理事会によって任命される2名の理事と、毎年TRF管理委員会によって任命される1名の管理委員を含むものとする。さらに同委員会には、理事会によって任命される4名の委員を含めるものとし、これらの委員は、理事会のメンバーでも管理委員でもなく、6年任期を1期務める。委員会は、必要に応じて、RIとTRFの財務報告、外部監査、内部管理システム、内部監査、関連事項について審査し、理事会に報告するものとする。本委員会は、理事会と管理委員会の定める本節の規定と矛盾しない職務権限の下に、理事会と管理委員会に助言を行う。委員会は、年に3回まで会合を開くものとする。会長、理事会、または委員会委員長は、通常会合の時、場所、方法、通知について決定するものとする。追加の会合については、会長または委員会委

員長がその時、場所、方法、通知について決定できる。運営監査委員会の委員長（または同委員長が指名した人）は、監査委員会への連絡担当者を務めるものとする。

17.070. 運営審査委員会

理事会は、6名の委員による運営審査委員会を任命するものとする。各委員は、6年を超えない任期を1期務め、常時6名の委員を維持するために、毎年1名の委員を任命する。委員は、元会長、現理事、または現ロータリーTRF管理委員であってはならないものとする。委員は、運営管理、リーダーシップ育成、財務管理における経験のバランスをとって選出されるものとする。会長または理事会は、会合の時、場所、方法、通知について決定するものとする。理事会または会長によって必要とみなされた場合には、運営審査委員会は、運営、管理手続、経営基準の有効性と効率性を含む（ただしこれらに限らない）運営事項を審査できる。本委員会は、理事会の定める本節の規定と矛盾しない職務権限の下に、理事会に直接報告する

17.080. 委員会の委員

本節に別段の規定がある場合を除いて、会長が、理事会と協議をした後で、委員会および小委員会の委員を任命するものとする。会長は、各委員会と小委員会の委員長を指名し、すべてのRI委員会の職権上の委員を務めるものとする。

17.090. 会合

本節に別段の規定がある場合を除いて、会長は、委員会および小委員会のすべての会合の時、場所、方法、通知について決定するものとする。委員の過半数で定足数を構成するものとし、定足数を満たしている会合出席者の過半数の決定を、委員会または小委員会の決定とする。

17.100. 任期

本細則に別段の規定がある場合を除いて、いずれの者も3年を超えて同じRI委員会の委員を務めることはできない。ある委員会に既に3年務めた者は、その後と同じ委員会に任命される資格を持たない。本節は、アドホック委員会または職権上の委員には適用されない。

17.110. 委員会の幹事

理事会の別段の定めがない限り、事務総長がすべての委員会の幹事となる。事務総長は自分を代行する幹事を指名することができる。

17.120. 定足数

委員会委員の過半数をもって会合の定足数とする。ただし、本細則に別段の規定がある場合、または、理事会でこれと異なる決定のあった場合は、この限りでない。

17.130. 議事の実施方法

委員会は議事の処理を、理事会の定める手続規則に従った通信方法によって実施することができる。ただし、本細則に反する場合はこの限りでない。

17.140. 委員会に対する権限

すべての委員会は、5.010.2.(c).項に準じて、理事会の管理と監督に従う。会長指名委員会の会長ノミネーの選出に関する決定を除き、すべての委員会による措置および決定は理事会の承認によって初めて効力を生じる。ただし、第13条に抵触するすべての措置および決定は、理事会がこれを管轄する。

第18章 財務事項

18.010. 会計年度

18.020. クラブ報告

18.030. 会費

18.040. 支払時期

18.050. 予算

18.060. 5カ年財務見通し

18.070. 監査

18.080. 報告

18.010. 会計年度

RIの会計年度は、7月1日から6月30日である。

18.020. クラブ報告

クラブまたはローターアクトクラブは、毎年7月1日および1月1日、または理事会が定めたほかの期日に、同日におけるそのクラブの会員数を、RIに報告するものとする。

18.030. 会費**18.030.1. 人頭分担当**

各クラブは、各会員につき、次のようにRIに人頭分担当金を支払う。2019-20年度には半年ごとに米貨34ドル、2020-21年度には半年ごとに米貨34ドル50セント、2021-22年度には半年ごとに米貨35ドル、2022-23年度とそれ以降には半年ごとに米貨35ドル50セント。人頭分担当金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないものとする。

18.030.2. ローターアクトクラブの人頭分担当

各ローターアクトクラブは、理事会が定める通り、各ローターアクターにつきRIに人頭分担当金を支払う。

18.030.3. 追加の人頭分担当

各年度に各クラブは、会員につき、規定審議会および決議審議会の予測経費を賄うに足ると理事会が決定した額をRIに支払う。追加人頭分担当金は、理事会が定める通りに、審議会に出席する代表議員の費用、および審議会のその他の運営の費用として別途指定され、制限される。理事会は、この収支についてクラブに報告するものとする。審議会の臨時会合の場合、クラブはできるだけ早い時期に追加の人頭分担当金を支払うものとする。

18.030.4. RIBIの支払う会費

各RIBIクラブまたはローターアクトクラブは、RIBIを通じて、第18.030.1.項および第18.030.2.項の規定する人頭分担当金をRIに支払うものとする。RIBIは、そのRI人頭分担当金の半分の保有し、その残りをRIに送金するものとする。

18.030.5. 会費の調整

理事会は、適切とみなした場合、会費の一部をクラブに返金することができる。理事会は、所在地域が自然災害または類似した災害により重大な被害を受けた、または所在国の通貨の平価が下がり、RIに対する債務を支弁するためにクラブまたはローターアクトクラブが自国通貨を過剰に支払わなければならなくなった場合、要請に応じて、そのクラブまたはローターアクトクラブの人頭分担当金の額を調整または延期できる。

18.040. 支払時期**18.040.1. 支払期日**

人頭分担当金は毎年7月1日および1月1日、または理事会が定めたほかの期日に、第18.030.1.項および第18.030.2.項に定められた基準に基づいて支払う。追加の会費は、第18.030.3.項の下に、7月1日または理事会が定めたほかの期日に支払う。

18.040.2. 比例人頭分担当

支払期日の間に、クラブとローターアクトクラブは、新会員について、会員としての満1カ月ごとに人頭分担当金の12分の1に等しい額の比例人頭分担当金を支払うものとする。しかし、比例人頭分担当金は、移転会員あるいは他のクラブまたはローターアクトクラブの元会員のために、クラブまたはローターアクトクラブが支払いを求められない。比例人頭分担当金は、7月1日と1月1日、または理事会が定めるその他の期日に支払う。

18.040.3. 通貨

会費は米国通貨をもってRIに支払われる。これが不可能であるか、実際的でない場合、理事会は、ほかの通貨による支払を認可することができる。理事会はまた、非常事態のため適切である場合は、会費支払時期の繰り延べを許容することができる。

18.040.4. 新クラブ

新しいクラブまたはローターアクトクラブは、加盟後の支払期日に会費支払を開始する。

18.050. 予算**18.050.1. 理事会の採択**

毎年、理事会は、次の会計年度に対するRIの予算を採択する。総支出見積額は、総収入見積額を上回ってはならないものとする。

18.050.2. 予算の改訂

理事会は、予算をいつでも改訂できる。総支出見積額は、総収入見積額を上回ってはならないものとする。

18.050.3. 予算支出

RIの資金は、理事会の予算の範囲内でなければ、支払ってはならないものとする。事務総長は、本項への準拠を施行する義務と権限を持つ。

18.050.4. 総収入見積額を超える支出：非常事態と不測の事態

理事会は、非常事態と不測の事態において、全理事の4分の3の投票により、収入見積額を上回る支出を認める権限を有する。ただし、支出により、RIの純資産を上回る負債を生じさせてはならない。会長は、超過支出とその事情に関する完全な詳細を、60日以内に全RI役員に報告したうえ次の国際大会で報告するものとする。

18.050.5. RI予算の年次公表

毎年9月30日までに、理事会が決定した方法でRI予算を公表し、すべてのクラブおよびローターアクトクラブに周知させるものとする。

18.050.6. 収入見積額を超える支出:RI準備金

第18.050.4.項の規定にかかわらず、理事会は、RIがその財務的義務を満ち続けるために十分な年間準備金の目標を設定する。RI準備金が理事会が設定したRI準備金目標を上回る場合、いかなる時でも、理事会は、その4分の3の投票により、収入見積額を上回る支出を認めることができる。ただし、その支出によってRI準備金はその目標より減少してはならない。準備金の目標と超過支出に関する完全な詳細とその事情を、会長が60日以内に全RI役員に、また次の国際大会で報告するものとする。

18.060. 5カ年財務見直し

18.060.1. 5カ年財務見直しの毎年の見直し

理事会は、5カ年財務見直しを毎年見直し、その見直しには、RIの総収入、総支出、資産、負債、残高の予測を記載するものとする。

18.060.2. 規定審議会における5カ年財務見直しに関する説明発表

理事会は、5カ年財務見直しを、財務に関する立法案の背景情報として規定審議会で説明発表するものとする。5カ年財務見直しの第1年目は、規定審議会の年度とする。

18.060.3. ローター研究会での5カ年財務見直しの説明発表

理事またはほかの理事会代理は、各ローター研究会で5カ年財務見直しを説明発表するものとする。

18.070. 監査

理事会は、RIの監査を少なくとも年1回行うものとし、この監査は、免許を持つ会計士、公認会計士または税理士、もしくは監査の行われる国、州または県において一般にその権威を認められている監査人が実施する。事務総長は、理事会の要請があれば、帳簿類と伝票類を提出するものとする。

18.080. 報告

会計年度終了後の12月31日までに、事務総長は、監査済みの年次報告を公表するものとする。報告には、会長、会長室、会長エレクト、会長ノミニ、各理事に支弁されたすべての経費、ならびに会長、会長室、会長エレクト、会長ノミニ、各理事の代わりに支払われたすべての経費が、役職ごとに明記されるものとする。この報告書には、理事会、年次国際大会、事務局の主要な各管理運営部門の費用を含めるものとする。第18.050.1.項に従って採択された予算、または第18.050.2.項に従って改訂した予算と各費目を比較した報告書を添付するものとする。それぞれの部門で、承認された予算と10パーセントを超えて異なる支出について完全な詳細を含めるものとする。この報告書は、RIの現および元役員それぞれに配布され、クラブとローターアクトクラブは請求すればこの報告書を入手できるものとする。事務総長は規定審議会の前年の監査報告を、審議会開会の少なくとも30日前までに審議会議員全員に送付するものとする。

第19条 名称と徽章

19.010. RIの知的所有権の保全

19.020. RIの知的所有権の使用の制限

19.010. RIの知的所有権の保全

理事会はRIの名称、徽章、バッジその他の記章をもっぱらすべてのロータリアンおよびローターアクトのみの使用と、その利益のために確保し保全するものとする。

19.020. RIの知的所有権の使用の制限

RI、クラブまたはローターアクトクラブの名称、徽章、バッジその他の記章を、クラブ、ローターアクトクラブ、または会員が商品の商標または特別銘柄として使用し、あるいはその他商業上の目的のために使用することは一切できない。RIは、これらの名称、徽章、バッジ、その他の記章を、他の名称または徽章と組み合わせることを認知または承認しない。

第20条 その他の会合

20.010. 国際協議会

20.020. ローター研究会

20.030. 元会長審議会

20.040. 会議運営手続規則

20.010. 国際協議会**20.010.1. 目的**

国際協議会の目的は、ガバナーエレクトに、教育、意欲、インスピレーションを与え、翌ロータリー年度のロータリープログラムや活動について討論、計画、実行する機会を与えることである。

20.010.2. 時と場所

理事会は、国際協議会の時と場所を決定するものとする。会長エレクトは、プログラム決定の責務を有し、国際協議会の手配を監督する委員会の委員長を務めるものとする。国際協議会は、2月15日よりも前に毎年開催されるものとする。

20.010.3. 参加者

国際協議会に出席する権限のある参加者には次の人が含まれる：会長、理事、会長ノミニ、理事エレクト、理事ノミニ、事務総長、ガバナーエレクト、RIBI役員ノミニ、RI各種委員会委員長、およびその他理事会の指定する者。

20.010.4. 特別、または局地的、協議会

非常事態または特別の事情に対応するために、理事会は二つまたはそれ以上の特別もしくは局地的協議会を開催する手配をすることができる。

20.020. ロータリー研究会

会長は、情報提供のための年次会合としてロータリー研究会の開催を許可することができる。ロータリー研究会には、元、現ならびに次期RI役員、また招集者によって招待されたその他のロータリアンや来賓が出席できる。ロータリー研究会は、RI、ゾーン、ゾーン内のセクション、もしくは複数ゾーンのグループにより開催できる。招集者は、それぞれの規定審議会と決議審議会で審議された立法案と決議案、および採択された決定について報告するものとする。

20.030. 元会長審議会**20.030.1. 構成**

会員である元会長をもって構成される審議会を常設するものとする。会長は、本審議会の投票権を有しない職権上のメンバーであり、その会議に出席し、議事に参加する特典を有する。直前会長のすぐ前の元会長は審議会の議長、直前元会長は副議長、事務総長は幹事を務めるが、審議会のメンバーにはならないものとする。

20.030.2. 任務

元会長審議会は、会長または理事会から付託された事項を考察するものとし、これについて理事会に進言し、推奨することができる。審議会はまた、理事会の要請に応じて、クラブ、地区および役員が関わる事柄の調停者としての役割を果たすものとする。

20.030.3. 会合

会長または理事会は、元会長審議会を招集でき、年次国際大会および／または国際協議会において会合を開くこともできる。審議会議長は、毎回の会合後、必ず理事会に書面で報告するものとする。

20.040. 会議運営手続規則

あらゆるロータリーの会議、協議会、大会または国際大会において、定款、細則、もしくはRI採用の特別議事規則によって特に定められていない手続上の問題は、当該会合の議長が決定するものとする。このような手続は、すべての当事者に対して公正なものとするが、提訴は認められるものとする。

第21条 機関雑誌**21.010. 機関雑誌出版の権限****21.020. 購読料****21.010. 機関雑誌出版の権限**

理事会は、RIの機関雑誌を発行するものとする。機関雑誌は、理事会が認可するいくつかの異なった版で出版され、そのうち基本的な版は英語で出版されるものとする。機関雑誌の目的は、RIの目的とロータリーの目的の推進において理事会を助けることである。

21.020. 購読料**21.020.1. 購読義務**

各会員は、会員籍にある限り、機関雑誌、または理事会により当該クラブに対して承認されたロータリー雑誌の有料購読者となるものとする。同じ住所に住む二人のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読できる。各機関誌の購読料は、すべて理事会がこれを定めるものとする。クラブは、購読料を徴収し、RIに送金するものとする。各会員は、印刷版か電子版（利用できる場合）のどちらかを選択できる。理事会は、会員が機関雑誌およびクラブ用に定められた理事会承認のロータリー雑誌で用いられている言語を読めない場合は、そのクラブに対する本節の規定の適用を免除できる。

21.020.2. 雑誌収入

現年度中の雑誌収入は、雑誌の発行およびその改善のみに使用するものとする。支出を上回る超過収入は、理事会が別途規定する場合を除き、年度末にRI準備金に繰り入れられるものとする。

第22条 ロータリー財団

22.010. TRFの目的

22.020. 管理委員

22.030. 管理委員会の経費

22.040. 管理委員会の報告

22.010. TRFの目的

TRFは、法人設立定款および細則に従って、管理委員会が人道的、教育的目的のためにのみ運営するものとする。法人設立定款と細則は、管理委員会のみが理事会の同意を得て改正できる。

22.020. 管理委員

会長エレクトが推薦し、理事会が選出した15名の管理委員がいるものとする。各管理委員は就任前の年度に選出される。4名の管理委員は、元RI会長とする。すべての管理委員は、TRF細則の資格条件を満たすものとする。空席が生じた場合、任期を全うする新しい管理委員を会長が指名し、理事会が選出するものとする。管理委員の任期は4年とする。管理委員は再選することができ、無報酬でその任を務めるものとする。

22.030. 管理委員会の経費

管理委員会は、理事会の承認があった場合にのみ、TRF資産から支出するものとする。ただし、2種類の支出は、管理委員会の承認だけで差し支えない。

(1) TRFの管理運営に必要な経費。

(2) TRFへの贈与または遺贈の条件により定められた通り、収益または元金からの支出。

22.040. 管理委員会の報告

管理委員会は、TRFのプログラムと財務について少なくとも年1度RIに報告するものとする。年次報告は、役職ごとに、それぞれの管理委員に弁済されたすべての経費、ならびに代わって行われたすべての支払いが明確に記載されるものとする。

第23条 補償

理事会は、RIの理事、役員、職員、代行者の補償方針を設定、実施することができる。

第24条 仲裁および調停

24.010. 必須の調停または仲裁

24.020. 調停

24.030. 仲裁

24.040. 調停または仲裁の費用

24.010. 必須の調停または仲裁

クラブの現会員または元会員、地区、RI、またはRI役員との間に起こり、友好的に解決できない論争は、理事会の決定を除き、論争当事者が事務総長に要請し、調停によって解決されるか、または調停が失敗した場合は、仲裁によって解決されるものとする。要請は、論争が起きてから60日以内に書面にて行われなければならない。理事会は、要請を受理してから90日以内に、調停の日取り、場所、方法を決定するものとする。

24.020. 調停

理事会は、適切な技能と経験を有し、中立で独立したロータリアンを調停人として指名することを含め、調停の手続きを定めるものとする。いずれの当事者も、論争当事者のクラブの会員ではないロータリアンを調停人として要請できる。調停人の決定は、両当事者および事務総長に書面にて配布されるものとする。結果を不服とする当事者は、更に調停を要請することができる。

24.030. 仲裁

調停が失敗した場合、論争当事者は仲裁を要請できる。理事会は、仲裁の日時、場所、方法を定めるものとする。両当事者は、それぞれ1名のロータリアンを仲裁人として任命するものとする。立場を同様とする複数の当事者は、理事会の決定により、1人の仲裁人で同意するものとする。仲裁人は、適切な技能と経験を有し、中立で独立したロータリアンを裁定人として任命するものとする。仲裁人によって合意に達した決定もしくは、両仲裁人が意見の一致を見なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできないものとする。

24.040. 調停または仲裁の費用

調停または仲裁の費用は、調停人、仲裁人、または裁定人による別段の決定がない限り、両論争当事者が等しく支払うものとする。

第25条 改正

本細則は、審議会において投票した人の過半数によって、または第7.090.節に規定される臨時審議会によってのみ改正することができる。

5 標準ロータリークラブ定款

条	題目	頁
1	定義.....	49
2	名称.....	49
3	クラブの目的.....	49
4	クラブの所在地.....	49
5	目的.....	49
6	五大奉仕部門.....	50
7	会合.....	50
8	会員身分.....	50
9	クラブの会員構成.....	51
10	出席.....	51
11	理事および役員および委員会.....	52
12	会費.....	53
13	会員身分の存続.....	53
14	地域社会、国家、および国際問題.....	54
15	ロータリーの雑誌.....	55
16	ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守.....	55
17	仲裁および調停.....	55
18	細則.....	55
19	改正.....	55

解釈の仕方:

RI定款および細則、標準クラブ定款、推奨ロータリークラブ細則の全部にわたり、次の解釈原則が適用されるものとする。「shall」、「is」、「are」という単語は「義務」を意味し、「may」、「should」という単語は「任意」を意味するものである（国際ロータリー定款第15条より）。

ロータリークラブ定款

第1条 定義

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 細則： 本クラブの細則
3. 理事： 本クラブの理事
4. 会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
5. RI： 国際ロータリー
6. 衛星クラブ
(該当する場合)： 潜在的クラブ。その会員は本クラブの会員でもある。
7. 書面： 文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
8. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会は、

_____ ロータリークラブとする。

(国際ロータリー加盟会員)

本クラブの衛星クラブの名称は、

_____ ロータリー衛星クラブ

(_____ ロータリークラブの衛星クラブ) とする。)

第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
- (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
- (d) ロータリー財団を支援すること
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

(※訳注：「第3条 クラブの目的」の原文は「Article 3 Purposes」ですが、既存の第5条「目的」[Object]と区別するため、上記の訳では「クラブの」が補足されています。)

第4条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りである： _____

本クラブの衛星クラブは、本クラブと同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；

第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；

第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；

第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実際的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道德的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第7条 会合

第1節 — 例会。

- (a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。
- (b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載されるとみなされるものとする。
- (c) 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。
- (d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。
 - (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
 - (2) 会員の葬儀の場合
 - (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または
 - (4) 地域社会での武力紛争がある場合理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができるが、3回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。
- (e) 衛星クラブの例会（該当する場合）細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節(c)と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節(d)の理由によって取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。
- (f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

第2節 — 年次総会。

- (a) 役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されるものとする。
- (b) 衛星クラブは、衛星クラブのための役員を選挙するため、12月31日の前に年次総会を開催するものとする。

第3節 — 理事会の会合。理事会のすべての会合後60日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

第8条 会員身分

第1節 — 全般的資格条件。本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第2節 — 種類。本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。本条第7節に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員としてRIに報告される。

第3節 — 正会員。 RI定款第5条第2節の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 — 衛星クラブの会員。 本クラブの衛星クラブの会員は本クラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとして RIから加盟が認められるまで続く。

第5節 — 二重会員の禁止。 いかなる会員も、同時に、

- (a) 本クラブと、本クラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または
- (b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

第6節 — 名誉会員。 本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

- (a) 会費の納入を免除される
- (b) 投票権を持たない
- (c) クラブのいかなる役職にも就かない
- (d) 職業分類を保持しない、および
- (e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。

第7節 — 例外。 細則には、第8条第2節および第4～6節に従わない規定を含めることができる。

第9条 クラブの会員構成

第1節 — 一般規定。 各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつまた一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

第2節 — 多様なクラブ会員基盤。 本クラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

第10条 出席

第1節 — 一般規定。 各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

- (a) その例会時間の少なくとも60パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する
- (b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する
- (c) クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから1週間以内に定例のオンラインの会合または参加型活動に参加する、または
- (d) 次のような方法で同じ年度に欠席をメイクアップする：
 - (1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。
 - (2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。
 - (3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。
 - (4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
 - (5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること。
 - (6) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または
 - (7) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI理事会またはRI会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

第2節 — 遠方での勤務中の長期の欠席。 会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節 — その他のロータリー活動による欠席。 欠席のメイクアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が

- (a) 第(1)(d)(7)節に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。

- (b) 役員またはRI委員会の委員、TRF管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (d) RIに雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (e) メークアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、またはTRFの提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または
- (f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第4節 — RI役員の欠席。 会員が現役のRI役員または現役のRI役員の配偶者／パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節 — 出席規定の免除。 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の12カ月を超えて延長することができる。
- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、少なくとも20年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第6節 — 出席の記録。 本条第5節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第4節または第5節(b)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第7節 — 例外。 細則は、第10条に従わない規定を含めることができる。

第11条 理事および役員および委員会

第1節 — 管理主体。 本クラブの管理主体は、細則に規定される理事会である。

第2節 — 権限。 理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節 — 理事会による最終決定。 クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第13条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

第4節 — 役員。 クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督もクラブ役員であるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第5節 — 役員の選挙。

- (a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。
- (b) 会長の任期。会長ノミニーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトになる。会長は、7月1日に就任し、1年間、その職務に当たる。後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長1年間延長される。
- (c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが1年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第6節 — 本クラブの衛星クラブの組織運営。

- (a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする。
- (b) 衛星クラブの理事会。日々の運営のため、衛星クラブの理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および4～6名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長 (chair) であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計とする。衛星クラブ理事会は、本ク

ブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担うものとする。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。

- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査または審査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

第7節 — 委員会。 本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強
- (c) 公共イメージ
- (d) ロータリー財団、および
- (e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第12条 会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第13条 会員身分の存続

第1節 — 期間。 会員身分は、以下に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 — 自動的終結。

- (a) 例外。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、会員が本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転するが、引き続きクラブ会員のすべての条件を満たしている場合、理事会は
 - (1) 会員が本クラブに留まることを許可する。または、
 - (2) 新しい地域社会にあるロータリークラブを訪問して知り合いになってもらうために1年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。
- (b) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が本節 (a) 項の規定によって終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。
- (c) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員 身分を取り消すことができる。

第3節 — 終結 — 会費不払。

- (a) 手続。期日後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告するものとする。催告後10日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結することができる。
- (b) 復帰。理事会は、元会員が要請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

第4節 — 終結 — 欠席。

- (a) 出席率。会員は、
 - (1) メークアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも12時間参加しているか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。および
 - (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない (RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。

規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがある。

- (b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第10条第4節もしくは第5節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。
- (c) 例外。細則は、第13条第4節に従わない規定を含めることができる。

第5節 — 終結 — その他の理由。

- (a) 正当な理由。理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の3分の2以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第8条の第1節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。
- (b) 通知。理事会が本節(a)項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

第6節 — 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知するものとする。その会員は通告後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、または調停もしくは仲裁に訴えるかを通告することができる。調停または仲裁の手続は第17条に規定されている。
- (b) 提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定するものとする。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられるものとする。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。

第7節 — 理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合、理事会の決定は最終決定となるものとする。

第8節 — 退会。会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面をもって行い、理事会が受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。

第9節 — 資産関与権の喪失。いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員が何らかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる資金またはその他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節 — 一時保留。本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらしような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、
 - (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
 - (c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取られるべきである場合、および、
 - (d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかのクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、
- 理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間（ただし最大90日間）と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第6節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

第14条 地域社会、国家、および国際問題

第1節 — 適切な主題。地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明しないものとする。

第2節 — 支持の禁止。本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。

第3節 — 政治的テーマの禁止。

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。
- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願しないものとする。また書状、演説、提案を配布しないものとする。

第4節 — ロータリーの発祥を記念して。ロータリアンの創立記念日、2月23日の週は、世界理解と平和週間である。この1週間、本クラブはロータリアンの奉仕を祝い、これまでの業績を振り返り、地域社会と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第15条 ロータリーの雑誌

第1節 — 購読義務。本クラブがRI理事会によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。

第2節 — 購読料。購読料は、クラブが各会員から事前に徴収し、RIまたはRI理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

第16条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、クラブ定款・細則を順守し、これに拘束されることを受諾する。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第17条 仲裁および調停

第1節 — 意見の相反。現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間の意見の食い違いは、理事会の決定を除き、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または仲裁によって解決を図るものとする。

第2節 — 調停または仲裁の期限。要請を受理してから21日以内に、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定するものとする。

第3節 — 調停。調停の手続きは、

- (a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたもの、または
- (b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの、または
- (c) RI理事会もしくはTRF管理委員会が定めた指針文書において勧められるものとする。

ロータリアンのみが調停人となることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有する調停人を任命するようガバナーもしくはガバナーの代理人に依頼することができる。

- (a) 調停の結果。調停後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を1部ずつ提出するものとする。クラブへの情報提供のために、当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者も会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。

- (b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

第4節 — 仲裁。仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ1名のロータリアンを仲裁人として指定し、両仲裁人は1名のロータリアンを裁定人として指定するものとする。

第5節 — 仲裁人または裁定人の決定。仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

第18条 細則

本クラブは、RI定款・細則、RIによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用するものとし、細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

第19条 改正

第1節 — 改正の方法。本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

第2節 — 第2条と第4条の改正。第2条(名称)および第4条(クラブの所在地)は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも21日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。改正は、RI理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関してRI理事会に意見を提出することができる。

6 推奨ロータリークラブ細則

条	題目	頁
1	定義.....	57
2	理事会.....	57
3	選挙と任期.....	57
4	役員の任務.....	57
5	会合.....	58
6	会費.....	58
7	採決の方法.....	58
8	委員会.....	58
9	財務.....	58
10	会員選挙の方法.....	58
11	改正.....	59

ロータリークラブ細則

クラブ細則は、標準ロータリークラブ定款を補足し、クラブの慣習を定めるものです。本文書に記載された細則は推奨されているものですが、クラブが一旦採択したら、クラブ会員はこれに従う義務があります。クラブの慣習を反映させて適宜変更を加え、RI定款、RI細則、標準ロータリークラブ定款（認められた部分を除く）、ロータリー章典と矛盾していないことを確認してください。クラブが含まなければならない、義務づけられた条項については、以下に特記されています。

第1条 定義

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 理事： 本クラブの理事
3. 会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数： 投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合は本クラブ会員総数の3分の1、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。
5. RI： 国際ロータリー
6. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

投票における定足数をどう定義するかはクラブが選ぶことができる。

第2条 理事会

本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、少なくとも、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計で構成される。

標準ロータリークラブ定款は、クラブ細則に第2条を含めることを義務づけている。また、上記の役員は、クラブ理事会のメンバーとなることが義務づけられている。クラブ理事会はこのほかに、副会長、会長ノミニー、会場監督、その他の理事を含めることができる。クラブに衛星クラブがある場合、この条項に衛星クラブの理事会メンバーも列記すること。

第3条 選挙と任期

第1節 選挙の1カ月前に、会員は、会長、副会長、幹事、会計、空席となっている理事の候補者を立てる。指名委員会または会員のいずれか一方または双方が、候補者を立てることができる。

第2節 各役職において、過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。

第3節 役員または理事会メンバーが辞任した場合、残りの理事会メンバーによって後任者が任命される。

第4節 役員エレクトまたは理事エレクトが辞任した場合、残りの次期理事会メンバーによって後任者が任命される。

第5節 各役職の任期は以下の通りである。

- 会長 1年
- 副会長 _____
- 会計 _____
- 幹事 _____
- 会場監督 _____
- 理事 _____

標準ロータリークラブ定款は、選挙手続をクラブ細則に具体的に記載することを義務づけている。指名委員会を用いる場合は、指名委員会委員の任命方法についても詳述しなければならない。クラブ会長の任期は、標準ロータリークラブ定款で1年間と規定されている。後任者が選出されていない場合、現会長の任期を1年まで延長できる。

第4条 役員の任務

第1節 会長は、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第2節 直前会長は、クラブの理事を務める。

第3節 会長エレクトは、会長就任に向けて準備し、理事を務める。

第4節 副会長は、会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第5節 理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席する。

第6節 幹事は、クラブの会員と出席について記録をつける。

第7節 会計は、すべての資金を監督し、財務報告を行う。

第8節 会場監督は、クラブの会合の秩序を維持する。

各クラブ役員の役割と責務については、クラブリーダー用の手引きを参照のこと。

第5条 会合

第1節 本クラブの年次総会を12月31日までに開催し、そこで次年度の役員と理事の選挙を行う。

第2節 本クラブの例会は、次の通り開催する：_____例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、クラブ会員全員にしかるべく通知される。

第3節 理事会の会合は毎月開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

標準ロータリークラブ定款は、クラブ細則に第5条第2節を含めることを義務づけている。

第6条 会費

本クラブの年会費は_____円とする。会費は次の通り支払われる：_____。クラブ年会費には、RI人頭分担金、機関雑誌の購読料、地区賦課金、クラブ会費、ロータリーまたは地区によるその他の賦課金が含まれる。

標準ロータリークラブ定款は、クラブ細則に第6条を含めることを義務づけている。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし、役員と理事の選挙はその例外となり、投票により行われる。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

衛星クラブの投票手続もここに含める。

第8条 委員会

第1節 本クラブの各委員会は、標準ロータリークラブ定款の第11条第7節に挙げられた委員会および以下の委員会から成る：_____。

第2節 会長は、すべての委員会の職権上の委員となる。

第3節 それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

クラブの各委員会が、クラブの年次目標と長期目標に向けた取り組みの調整にあたる。

第9条 財務

第1節 各会計年度の開始に先立ち、理事会は年次収支予算を作成する。

第2節 会計は、理事会によって指定された一つまたは複数の金融機関にクラブ資金を預金する。クラブ資金は、クラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2つの口座に分けて預金する。

第3節 勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われ、他の2名の役員または理事により承認される。

第4節 有資格者が、すべての財務処理について徹底した年次検査を行う。

第5節 クラブの年次財務報告がクラブ会員に配布される。現年度と前年度の収支を記載した中間財務報告が、年次会合において発表される。

第6節 会計年度は、7月1日から6月30日までである。

第10条 会員選挙の方法

第1節 会員が、入会候補者を理事会および/または会員増強委員会に推薦する。または、ほかのクラブが、そのクラブから移転する会員もしくはそのクラブの元会員を推薦する。

第2節 理事会は、30日以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、その候補者を推薦した会員にその決定を通知する。

第3節 理事会が入会を承認した場合、その候補者は、クラブに入会するよう招かれる。

現会員から異議が出た場合の手続をここに含めてもよい。

第11条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の21日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。本細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI定款、RI細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

7 国際ロータリーのロータリー財団細則

条	題目	頁
1	当法人の目的.....	61
2	構成員.....	61
3	管理委員会.....	61
4	管理委員会の会合.....	62
5	当法人の役員.....	63
6	委員会.....	64
7	管理委員会と法人会員理事会との合同委員会.....	64
8	財務報告.....	64
9	雑則.....	65

国際ロータリーのロータリー財団細則

第1条 当法人の目的

第1.1項 目的。当法人の目的は、法人設立定款に記載されている通りとする。

第2条 構成員

第2.1項 構成員。当法人の構成員は1種類とし、これは「法人会員」として指定された唯一の構成員から成るものとする。初めの法人会員は、イリノイ州の非営利法人の国際ロータリー、または、合併、商号変更によるその後継者とする。何らかの理由で、法人会員の地位に欠員が生じた場合は、当法人の管理委員会が新たに法人会員を選ぶものとする。

第2.2項 選挙と任命。毎年、法人会員は、任期の満了した管理委員の後任委員と、欠員が生じた場合それを埋める管理委員を任命するものとする。法人会員による、このような決定は、年次会合において行われるものとする。

第2.3項 決議方法。法人会員は、本項にこれと異なる規定のある場合を除き、その理事会の過半数の投票によって決議を行うものとする。法人会員の1名の役員により署名された、投票事項が明記された書面を法人の委員長または事務総長に通達して行う。

第2.4項 法人会員の承認を必要とする事項。法人会員は管理委員会の次のような決定を承認しなければならない。

- (a) 財団の財産の全支出。ただし、次のものを除く。
 - (i) 財団の管理運営に必要な経費
 - (ii) 贈与または遺贈という条件で指示されている財団寄付の収益または元金の支出、両者とも管理委員会の承認のみで十分とする。
- (b) 法人設立定款または細則の改正または修正
- (c) 当法人の実質上あらゆる資産の合併、解散、売却、リース、交換、抵当、質入れ
- (d) 設立定款に掲げた目的のため、提案された当法人のプログラム、プロジェクト、活動のすべてについて、その発表または資金拠出前に。

第2.5項 法人会員の責務。法人会員は次の責務を負うものとする。

- (a) 国際ロータリーの役員とすべてのロータリアンに、直接参加と財政的貢献を通じて、財団のプログラム、プロジェクト、活動を支援するよう奨励すること。さらに、クラブ、地区、国際レベルの会合、指導力養成、教育プログラム、出版物を通じて、財団のプログラム、プロジェクト、活動を推進すること。
- (b) 財団の新プログラム、プロジェクト、活動を管理委員会に提案すること。

第3条 管理委員会

第3.1項 総括的権限。当法人の理事は、管理委員とする。当法人の全業務は、管理委員会によって処理される。ただし、特定の事項は、第2条第2.4項に述べられているように法人会員の承認を受けなければならない。当法人の業務を処理するに当たっては、管理委員会は、1986年のイリノイ州の一般的非営利財団法または米国イリノイ州の採択する継承法によって現在、または以後認められるすべての権限を行使することが認められている。ただし、この権限は、法人定款に述べられている法人の目的を遂行する場合において、また、1986年の米国国内歳入法の第501項(c)(3)とその改正において記述される法人の身分に合致した上で、初めて行使することができる。管理委員会は、次の具体的任務を負うものとする。

- (a) 財団のあらゆる資金と財産を保管し、投資し、運用し、管理すること。この責務の遂行に当たって、法令または本細則によって別に認められている権限のほかに管理委員会は、次のことをする権限を有する。
 - (i) これら財産の全部または一部を、管理委員会が最善と考える価格および条件で売却し、賃貸し、譲渡し、もしくは交換すること。
 - (ii) 管理委員会が必要または適切と考える、そして法律上許される、委任状の発行、代理権の賦与、または契約の締結を行うこと。
 - (iii) 管理委員会が財団資金の投資として適切と考える貸付、証券、または不動産に投資、再投資すること。
 - (iv) 管理委員会によって受け入れられる金銭または財産が財団の全般的目的を達成するための、用途を指定されていない資金として保管されるべきか、または、特定の目的を達成するための、用途を指定された資金または基金資金として保管されるべきかを決定し、支出または損失を管理委員会が正当かつ公正と考えるところに従って用途の指定された、または指定されていない資金に負わせ割り当てること。
 - (v) 適当な代理人を選びこれを雇用すること。これには当法人の資金の管理と投資について管理委員会が適切と考えかつ管轄の法が許容する権限を委任される投資マネージャーが含まれる。そして、それに対して適正な手当および報酬を支払うこと。

- (vi) 財団のプログラム、プロジェクト、活動の予算、割当額を採択すること。
 - (vii) 法人会員の理事会から経費を支給されない場合、管理委員会の費用を含む、財団運営に必要とされる全経費を財団の資金から支出すること。
- (b) 被信託者として設定されたとしても、法人に代わってその地位を評価、受諾、拒否すること。州法または国法において、かつ、またその下に、法律上有効な被信託者としての権限を行使すること、その際イリノイ州信託および被信託人法およびほかの関係イリノイ州法の下に被信託人に与えられた、すべての権限が無条件に含まれる。法律上の権限を有するか、被信託者その他の法人に代わって決定する場合、財産、資金またはほかの配当や法定利子の譲渡またはそれらに関して拒否、許可、保留すること。
 - (c) 共同出資金などの投資の提携を創設、管理、運営あるいは参加すること。
 - (d) 財団のあらゆるプログラム、プロジェクトまたは活動を、管理すること。ただし、管理委員会と法人会員が、財団の特定のプログラム、プロジェクトまたは活動を、管理委員会の代行者としての法人会員によって、または、両者の協力によって、管理すると合意した場合を除く。
 - (e) 財団が資金を調達しているプログラム、プロジェクト、活動をすべて継続的基準で評価すること。財団が授与する奨学金と補助金すべてについて年1回法人会員に報告すること。
 - (f) ロータリー財団を推進し、それに関する情報を配布すること。財団を支援した個人、ロータリークラブ、その他に対して、適切な形で表彰すること。
 - (g) 財団の新プログラム、プロジェクトまたは活動を開発・創始する一次的な責任を負うこと。
 - (h) 世界のいかなる国または地域においても、関係下部組織、ほかの慈善法人、財団、信託または同種の組織を設立または提携すること。
 - (i) 法人会員理事会の提出した、財団に関するRI定款細則の改正案と財団に関する決議案を、法人会員の規定審議会で審議する前に、審議、承認すること。ほかの関係者がこのような改正案と決議案を提出したならば、法人会員理事会と管理委員会は、RI規定審議会の審議に先立って、このような改正について合同で審議するものとする。
 - (j) 管理委員会が必要または適切と考える財団管理の追加規定と規則を採択、改正すること。ただし、このような規定と規則は、RIの定款細則または法人設立定款および本細則に矛盾してはならないものとする。

第3.2項 人数、任命、任期。管理委員の数は15名とする。管理委員は、法人会員の会長エレクトが任命し、理事会が選出するものとする。管理委員のうち4名は、法人会員の元会長とする。管理委員の任期は4年とする。管理委員は、管理委員として任期満了後再任命されることができる。ただし、本条本項および第3.3項に掲げた、管理委員の資格条件を満たしていなければならない。死亡、辞任、解任、資格欠如を除き、各管理委員は、自分が選ばれた任期中または後任の人が選ばれ、適格となるまで在任するものとする。

第3.3項 資格条件。管理委員は、ロータリークラブの名誉会員以外の会員でなければならない。各管理委員は、豊富なロータリー経験を有し、特に財務と財団の支援している活動分野において管理職および方針決定の経験あるロータリアンでなければならない。管理委員は、世界各地から選ばなければならない。

第3.4節 辞任。管理委員は、管理委員会の会合で口頭で辞任してもよいし、当法人の事務総長宛に辞表を提出してもよい。その辞任は、正式に受理されなくとも意思表示したときに発効するものとする。

第3.5項 解任。本条第3.3項に掲げる資格を満たすことのできなかつた管理委員は、その時点で自己の地位を失うものとする。そして、その失格を発効させるために、法人会員または残りの管理委員の決議をさらに必要としない。本項に従って自己の地位を失った管理委員は、本条第3.6項により後任者と交代する。管理委員会と法人会員の判断で、管理委員がその任務を十分遂行できないとされたとき、その判断を下した時点で、その管理委員は、管理委員としての役職を失い、本条第3.6項に規定されるように後任が任命されるものとする。然るべき十分な理由がある場合、全管理委員と当該管理委員（聴聞の機会を与えられるものとする）に通知後、法人会員理事会の4分の3の票によって、管理委員を罷免できる。このような罷免は、RIの次期国際大会における過半数の投票によって理事会決定が承認された後、効力を発する。

第3.6項 欠員。死亡、辞任、資格欠如、任務遂行不能、罷免により管理委員に欠員が生じた場合は、本条第3.2項に明記された手続により、法人会員が残存任期を務める人を任命する。後任の管理委員は、すべての権限と自由裁量を有し、前任者に与えられている任務と同一の任務を負うものとする。

第3.7項 委員長。管理委員会は、毎年、管理委員の1人を次年度の委員長エレクトとして選ぶ。委員長エレクトは、委員長エレクトを務めた年度の翌年に委員長を務めるものとする。委員長の死亡、辞任、任務遂行不能、罷免の場合は、委員長エレクトが残存任期を務めるものとする。

第3.8項 報酬。管理委員は無報酬でその任を務めるものとする。

第4条 管理委員会の会合

第4.1項 年次会合。財団管理委員会の年次会合は、管理委員会の定める、イリノイ州内外の場所と時で開かれるものとする。管理委員会と法人会員理事会は、必要かつ望ましければ、相互に都合のよい時と場所で、合同会合を開いてもよい。

第4.2項 ほかの会合。管理委員会の委員長によって、または管理委員の過半数が残りの管理委員に書面で通知することによって、随時、管理委員会の会合を招集するものとする。

第4.3項 会合の通知。書面によって放棄しない限り、管理委員会のすべての定例会合の時（期日と時刻）と場所の書面によるまたは印刷された通知書は、会合の日付の少なくとも30日前までに、各管理委員の住居または通常の事業所に郵送されるか、会合の日付の少なくとも20日前までに、直接配達、電信、また電話の方法によって伝えられるものとする。臨時会合の通知は、会合の日付の少なくとも10日前までに郵送するか、会合の少なくとも6日前までに、直接配達、電信、電話によって伝えられるものとする。会合に管理委員が出席することは、通知の義務手続の不処理を容認し、放棄することに相当する。ただし、会合が合法的に招集、開催されていないという理由で事務処理に反対するという明確な目的のために特に出席した場合はこの限りでない。

第4.4項 定足数と決議方法。その時点において資格を備え活動している管理委員の過半数が、管理委員会のどの会合においても業務処理の定足数となる。管理委員会の決議を必要とする事項は、出席する管理委員の過半数の投票で決定することができる。ただし、規則や本細則にこれと異なる規定がある場合はこの限りでない。定足数が不足している場合、出席している管理委員の過半数で、さらに通知することなく、定足数が出席するまで会合を延会することができる。延会の場合、会合の通知を出すには及ばない。

第4.5項 非公式な決議。管理委員会の会合でそのような決議をすることもできるが、決議は、その件について投票資格のある管理委員全員が、その事項が記載されている書面による同意書に署名したならば、会合がなくても決定することができる。事務総長は、主題が既存の方針の範疇に属するときは郵便投票の書式を送る権限を有するものとする。主題が既存の方針以外のものの場合、管理委員会の委員長は、その件を郵便投票で処理するか、次の管理委員会の会合まで持ち越すか決定する権限を有するものとする。

第4.6項 電話による会合。管理委員会は、会合に参加している全員が互いに意見を交換できるような電話またはほかの通信手段を使って、その会合で発言し、決定することができる。このような会合への参加は、参加している人または人たちが会合に直接出席しているものとみなされる。

第4.7項 議長。管理委員会の委員長は、管理委員会のすべての会合の議長を務める。委員長、委員長エレクトまたは副委員長が不在の場合は、管理委員会は、管理委員の中から暫定委員長を選ぶことになる。

第5条 当法人の役員

第5.1項 役職。当法人の役員は、管理委員会の委員長（「委員長」）、委員長エレクト、副委員長、事務総長とする。

第5.2項 選挙、任期、報酬。委員長エレクトと副委員長は、毎年管理委員会によって選ばれるものとする。委員長エレクトは副委員長に選ばれる資格はないものとする。委員長エレクトと副委員長の任期は、選挙後の7月1日に開始される。委員長エレクトに選ばれた管理委員は、その任期を1年間務めた翌年、委員長の任期を1年間務めるものとする。副委員長に選ばれた管理委員は、1年間の任期を務めるものとする。事務総長は、法人会員の理事会によって選ばれ、法人会員の事務総長と同一人とする。死亡、辞任、任務遂行不能、資格欠如、解任を除き、各役員は、自己の任期または後任の人が選ばれ、適格となるまで在職する。委員長、委員長エレクトと副委員長は無報酬とし、事務総長の報酬は法人会員が決めるものとする。

第5.3項 辞任。役員は、委員長宛の書面で辞任することができる。その辞任は、正式に受理されなくとも意思表示したときに発効するものとする。

第5.4項 解任。委員長、委員長エレクトまたは副委員長は、管理委員会の会合で管理委員によって理由の有無にかかわらず解任できる。事務総長は、法人会員の理事会によって解任できる。

第5.5項 欠員。委員長が空席となった場合は、副委員長が委員長の役職を引き継ぐものとする。その他の役職に欠員があった場合、このような役員を選出または任命する権限のある人が後任者を選出または任命し、この後任者が残存任期を務めるものとする。

第5.6項 委員長。委員長は、当法人の最高の役員とし、次のことを行うものとする。

- (a) 財団の第一の代弁者となる。
- (b) 管理委員会のすべての会合の議長を務める。
- (c) 事務総長に助言する。
- (d) 委員長職に付随するその他の任務を遂行する。

委員長は、自己の権限の一部を当法人のほかの管理委員または役員に委任することができる。委員長は、すべての常任委員会と臨時委員会の委員を任命するものとする。委員長は、すべての委員会の委員であり、可否同数のときのみ投票権を行使する。管理委員会または執行委員会が開かれていないとき、または、容易に招集できないときで、その決定がRI定款細則および財団の法人設立定款、本細則に合致している場合は委員長が管理委員会に代わって緊急事項を対処できる。本項の規定に従って決定された緊急事項は、決定が行われた10日以内に管理委員会に報告されなければならない。

第5.7項 委員長エレクト。委員長エレクトは次のことを行うものとする。

- (a) 管理委員長となる翌年の任期の計画を立て、それに備える。
- (b) 委員長または管理委員より指定されたその他の任務を務める。

第5.8項 副委員長。副委員長は、委員長によって権限を委任されたとき、または、何らかの理由で、委員長が任務を遂行できないとき、管理委員会の会合と会合の間委員長に代わって行動するものとする。また、委員長または管理委員より指定されたその他の任務を務めるものとする。

第5.9項 事務総長。事務総長は、管理委員会と委員長の指示の下に、当法人の管理ならびに財務を担当する最高責任者とする。また、管理委員会の方針を実行し、当法人の全般的運営と管理の責任を負うものとする。

第5.10項 ほかの任務。当法人の数名の役員は、先に列記した任務のほかに、管理委員会が随時委任、決定するところの、または、委員長またはほかの上級役員の委任するところの任務を本細則に沿って実施し、権限を遂行するものとする。管理委員会に代わって行動した役員は、誰であれ、次の会合で、その行動を管理委員会に報告するものとする。

第6条 委員会

第6.1項 人数と任期。当法人の管理委員会は、各種委員会を設立するものとする。さらに、当法人の最もためになる、と管理委員会が随時決定するところの委員会の任務と権限を定めるものとする。委員の人数と任期は、管理委員会の決定する通りとする。ただし、いかなる委員会も、当該委員会の委員の過半数が管理委員である場合を除き、法人の運営において、管理委員会の権限を有することも、これを行行使することもできない。

第6.2項 委員会構成。委員長がこのような委員会の委員とその小委員会を任命する。そして、各委員会と小委員会の委員長を指名する。各委員会は、少なくとも2名の管理委員によって構成される。

第6.3項 会合。委員会と小委員会は、管理委員会の委員長の決定した時と場所で、通知後、会合を開く。委員の過半数で定足数とする。定足数の出席している会合に出席している委員の過半数による決議が委員会の決議とされる。

第6.4項 常任委員会。年次会合またはほかの会合に出席している管理委員の過半数によって、これと異なる規定がある場合を除いて、当法人は、執行委員会、財務委員会、プログラム委員会、増進委員会、資金管理委員会を有する。各委員会は、管理委員会が随時定める構成と任務をもつものとする。

第6.5項 臨時委員会。管理委員会の委員長は、随時、臨時のアドホック委員会を設置し、その委員会の委員長と委員を任命する。この委員会には管理委員と管理委員以外の人の両方またはいずれかが属す。管理委員は投票権を有し、管理委員以外の人は、管理委員会委員長の裁量で投票権を有する委員であってもなくてもよい。

第7条 管理委員会と法人会員理事会との合同委員会

第7.1項 委員構成と任期。管理委員会と法人会員理事会との相互理解と協力を維持する手段として、管理委員会と法人会員理事会の合同委員会が設置され、継続されるものとする。この委員会は、法人会員3名ないし5名と同数の管理委員によって構成されるものとする。合同委員会の構成員となる理事は法人会員の会長によって任命され、同管理委員は管理委員会委員長によって任命される。合同委員会の委員は、1年を任期とし、再任されることができる。

第7.2項 権限。委員会は、管理委員会と理事会相互に関心のある事項を審議できる。そして、管理委員会と法人会員理事会との承認を求めて、勧告意見を提出する権限を有する。

第7.3項 会合。委員会は法人会員の会長と管理委員会委員長との合同招集によって開催される。

第7.4項 欠員。管理委員会の委員長と法人会員の会長は、それぞれ、自分の任命した委員の死亡、辞任、任務遂行不能、解任、資格欠如によって生じた欠員を埋める権限を有するものとする。

第7.5項 通知。書面によって放棄しない限り、すべての委員会の時（期日と時刻）と場所の通知書は、会合の少なくとも30日前までに、各管理委員の自宅または通常の事業所に郵送されるか、または、会合の少なくとも20日前までに、直接配達、電信、電話によって伝えられるものとする。委員が会合に出席することは、通知の放棄に相当する。ただし、会合が合法的に招集、開催されていないという理由で事務処理に反対するという明確な目的のために特に出席した場合はこの限りでない。

第7.6項 定足数と決議方法。合同委員会委員に任命された財団管理委員と法人会員理事のそれぞれの過半数がどの会合においても業務処理の定足数となる。定足数に達している会合に出席している委員の過半数の決議が合同委員会の決議とされる。定足数が不足している場合、出席している委員の過半数で、定足数が出席するまで随時会合を延会することができる。延会の場合、会合の通知を出すには及ばない。

第8条 財務報告

第8.1項 帳簿と会計記録。管理委員会は当法人の受理したすべての財産が法人設立定款に掲げられている目的のみ使われるように財団の領収書、支出、投資、財産、ほかの資産の正確な帳簿および記録をつけるようにしなければならない。

第8.2項 報告。管理委員会は、法人会員の理事会に対し、財団割当額の状況、ならびに、財団の目的助長に利用できる金額を定期的に通知しなければならない。

第8.3項 監査。当法人は、運営費として、毎年、法人会員の会計監査に雇われた会計監査役を、財団の会計監査に従事させるものとする。事務総長は、管理委員会と法人会員理事会に監査報告を配布しなければならない。さらに、この報告を、事務総長が適切と考える方式で公表、配布させるようにしなければならない。

第8.4項 保証書。管理委員会は、財団の活動に従事する人に対する保証書の必要性和金額を決め、このような保証書の費用について、財団の運営予算の中で配慮しておかななければならない。

第8.5項 会計年度。当法人の会計年度は、法人会員の会計年度と同一とする。

第8.6項 予算。毎年、管理委員会は、次の会計年度の予算を採択するものとする。管理委員会は、その予算を必要に応じて、次の会計年度において改訂することができる。

第8.7項 法人会員による業務に対する支払。財団は、管理委員会が法人会員に要請したすべての運営およびほかの業務に要した費用を法人会員に支弁する。管理委員会が財団の年間予算を採択したとき、事務総長は、このような業務の費用見積書を提出する。管理委員会は、この見積書に従って、会計年度中、随時、その費用を前払いする。余剰または不足のいずれにせよ、見積と、業務遂行によって生じた実費との間に差のあることが判明した場合、会計年度末における財団と法人会員の会計監査と検査の後に、適宜調整する。

第9条 雑則

第9.1項 補償。1986年イリノイ州一般的非営利財団法、または米国イリノイ州の採択する継承法があれば、その法律、すなわち、同法の関係補償規定により認められた限度まで、財団は現および元管理委員と役員のすべてに補償するものとする。さらに、財団は、管理委員会の承認を得て、上記の一般的非営利財団法の下に認められた限度まで、財団の委員会委員または代理人にも補償できる。財団は、財団管理委員会の随時定める限度まで、その役員と管理委員の補償をするために保険にも加入するものとする。

第9.2項 印章。当法人の印章は、管理委員会が随時採択するような形をとるものとする。

第9.3項 補助金授与の方針。次の人は、財団からいかなる奨学金も補助金も授与される資格はない。

- (a) ロータリアン、ただし、管理委員会の認める全ボランティア奉仕についてはこの限りでない。
- (b) クラブと地区とほかのロータリー関係の組織と国際ロータリーの職員。
- (c) 前記 (a) 項と (b) 項の配偶者、直系親属（血縁による子または孫、入籍している養子）、尊属（血縁による両親または祖父母）。

第9.4項 細則改正。本細則は、管理委員会が必要に応じて、適時に改正できるように随時検討することができる。管理委員会によるこのような改正の承認を得ると、法人会員理事会の承認を得るために同理事会に提出するものとする。細則の改正は、法人会員理事会の承認が得られ次第、効力を発するものとする。しかし、法人会員の定款または細則の規定と矛盾する細則は、RIの規定審議会から承認されるまで効力を発しないものとする。



One Rotary Center
1560 Sherman Avenue
Evanston, IL 60201-3698 USA
Rotary.org